

平成 30 年度（2018 年度） 鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書

第3期鎌倉市障害者基本計画（平成 30 年度（2018 年度）～令和 5 年度（2023 年度））
第5期鎌倉市障害福祉サービス計画（平成 30 年度（2018 年度）～令和 2 年度（2020 年度））

～健やかで心豊かに暮らせるまち～

「障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、
健やかで安心して地域で暮らせるまち」をめざして



Ochibi©Moyoco Anno/Cork

令和元年（2019 年）9 月
鎌倉市

目次

第1章	鎌倉市障害者福祉計画の概要	
1	計画の位置づけ	1
2	計画期間	2
第2章	障害者の状況	
1	障害者数	3
2	身体障害者の状況	4
3	知的障害者の状況	6
4	精神障害者の状況	7
5	障害児支援の状況	9
6	特別支援教育の状況	10
7	雇用の状況	13
第3章	第3期鎌倉市障害者基本計画	
1	将来目標	16
2	施策の体系	17
3	施策の体系事業一覧	19
4	個別事業の推進状況	
	(1) 安全・安心な生活環境の整備	22
	(2) 情報提供・意思疎通支援の充実	26
	(3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	28
	(4) 福祉・生活支援の充実	34
	(5) 保健・医療の推進	44
	(6) 雇用・就労支援の推進	46
	(7) 子どもへの支援の充実	50

第4章 第5期鎌倉市障害福祉サービス計画

1 障害福祉サービスの成果目標及び実績

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・56
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・58
- (3) 地域生活支援拠点等の整備・・・・・・・・・・59
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等・・・・・・・・・・60
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・・・63

2 障害福祉サービス等の実施状況

- (1) 訪問系サービス・・・・・・・・・・66
- (2) 日中活動系サービス・・・・・・・・・・66
- (3) 居住系サービス・・・・・・・・・・71
- (4) 相談支援・・・・・・・・・・72

3 障害児通所支援等の実施状況

- (1) 障害児通所支援・・・・・・・・・・74
- (2) 障害児相談支援・・・・・・・・・・75

4 地域生活支援事業の実施状況

- (1) 必須事業・・・・・・・・・・76
- (2) その他実施する事業（市任意事業）・・・・・・・・・・78

第5章 鎌倉市障害者福祉計画の進行管理

- 1 障害者福祉計画推進会議、障害者福祉計画推進委員会・・・・・・・・79
- 2 PDCA サイクル・・・・・・・・・・79
- 3 鎌倉市障害者支援協議会・・・・・・・・・・79

鎌倉市障害者福祉計画は、鎌倉市役所のホームページで閲覧できます。

- ・「第3期鎌倉市障害者基本計画」
- ・「第5期鎌倉市障害福祉サービス計画」

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/syougaijisha/keikakusho1.html>

第1章 鎌倉市障害者福祉計画の概要

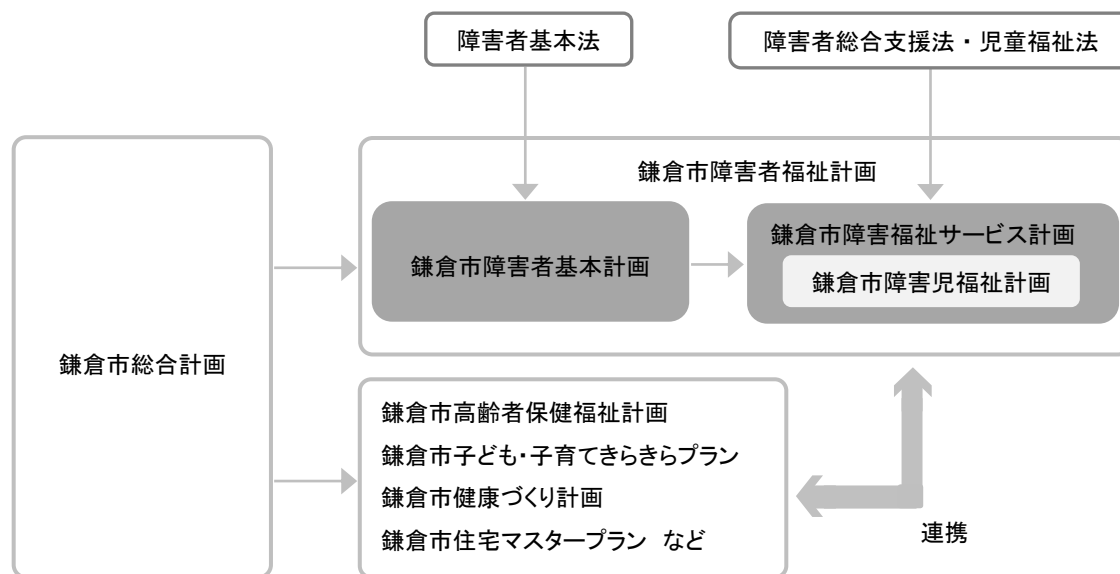
1 計画の位置づけ

「鎌倉市障害者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画です。障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が策定している「障害者基本計画」及び神奈川県「かながわ障害者計画」を基本とし、鎌倉市における障害者のための施策に関する基本的な計画となります。福祉だけでなく、保健医療、教育、就労雇用など、広い分野にわたって鎌倉市の障害者施策の総合的な展開、推進を図るための計画に位置づけられます。

「鎌倉市障害福祉サービス計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画です。国の定める基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保と障害者総合支援法で定める業務の円滑な実施に関する計画となります。「鎌倉市障害者基本計画」の中で、福祉・生活支援などの施策となっている障害福祉サービスの給付などに関して、具体的な成果目標や見込量などを設定しているものです。

なお、児童福祉法の改正により、平成30年度（2018年度）から障害児福祉計画を定めることとなりました。総合支援法の障害福祉計画と一体的に策定することができるため、平成30年度（2018年度）からの「第5期鎌倉市障害福祉サービス計画」に「第1期鎌倉市障害児福祉計画」を含めた形で策定をしています。

「鎌倉市障害者福祉計画」は、「第3次鎌倉市総合計画」の部門別計画として、「鎌倉市高齢者保健福祉計画」「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」「鎌倉市健康づくり計画」「鎌倉市住宅マスタープラン」など、関連する他の行政計画とも連携しながら施策の推進を図っていきます。



2 計画期間

① 鎌倉市障害者基本計画

「第3期鎌倉市障害者基本計画」は、平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までの6年間を計画期間としています。

② 鎌倉市障害福祉サービス計画・鎌倉市障害児福祉計画

「鎌倉市障害福祉サービス計画」の計画期間は、国の基本指針において3年とされており、「第5期鎌倉市障害福祉サービス計画」(第1期鎌倉市障害児福祉計画を含む)は、平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)までの3年間を計画期間としています。

国の障害者福祉政策の大幅な見直し等が行われた場合には、計画期間中でも見直しを行うこととします。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
鎌倉市 障害者基本計画	第3期					
鎌倉市 障害福祉サービス計画	第5期					
鎌倉市 障害児福祉計画	第1期					

第2章 障害者の状況

1 障害者数

2-1-1 障害者手帳所持者数の推移

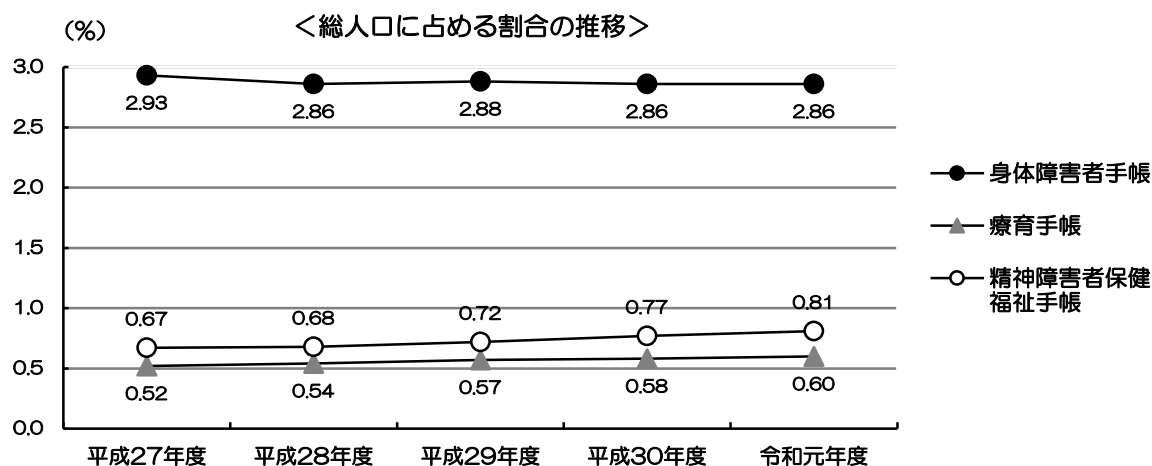
	総人口	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	合計
平成27年度 (2015年度)	173,008人	5,069人 (2.93%)	915人 (0.52%)	1,159人 (0.67%)	7,143人 (4.12%)
平成28年度 (2016年度)	172,755人	4,943人 (2.86%)	933人 (0.54%)	1,186人 (0.68%)	7,062人 (4.09%)
平成29年度 (2017年度)	172,352人	4,974人 (2.88%)	983人 (0.57%)	1,241人 (0.72%)	7,198人 (4.17%)
平成30年度 (2018年度)	172,194人	4,924人 (2.86%)	996人 (0.58%)	1,321人 (0.77%)	7,241人 (4.21%)
令和元年度 (2019年度)	172,321人	4,935人 (2.86%)	1,028人 (0.60%)	1,397人 (0.81%)	7,360人 (4.27%)
上記年度期間の 増減率	▲0.4%	▲2.6%	12.3%	20.5%	3.0%

(資料) 障害福祉課

各年度4月1日現在

※ () 内の数値は、総人口に対する割合

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、各前年度3月31日現在



2-1-2 年齢区分別障害者手帳所持者数の状況

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	合計
18歳未満 (構成比率)	97人 (2.0%)	294人 (28.6%)	29人 (2.1%)	420人 (5.7%)
18~39歳 (構成比率)	157人 (3.2%)	402人 (39.1%)	370人 (26.5%)	929人 (12.6%)
40~64歳 (構成比率)	844人 (17.1%)	268人 (26.1%)	815人 (58.3%)	1,927人 (26.2%)
65歳以上 (構成比率)	3,837人 (77.7%)	64人 (6.2%)	183人 (13.1%)	4,084人 (55.5%)
合計 (構成比率)	4,935人 (100.0%)	1,028人 (100.0%)	1,397人 (100.0%)	7,360人 (100.0%)

(資料) 神奈川県精神保健福祉センター、障害福祉課

平成31年(2019年)4月1日現在

※ 精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成30年(2018年)3月31日現在

※ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢区分は、「19歳以下」「20~39歳」「40~64歳」「65歳以上」

2 身体障害者の状況

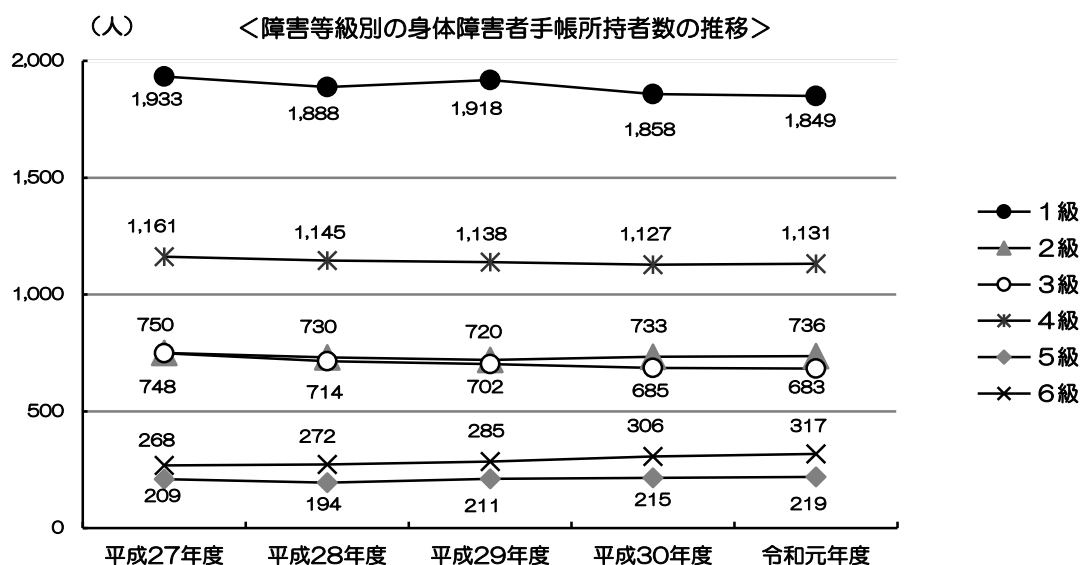
2-2-1 障害等級別の身体障害者手帳所持者数の推移

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成27年度 (2015年度) (構成比率)	1,933人 (38.1%)	750人 (14.8%)	748人 (14.8%)	1,161人 (22.9%)	209人 (4.1%)	268人 (5.3%)	5,069人 (100.0%)
平成28年度 (2016年度) (構成比率)	1,888人 (38.2%)	730人 (14.8%)	714人 (14.4%)	1,145人 (23.2%)	194人 (3.9%)	272人 (5.5%)	4,943人 (100.0%)
平成29年度 (2017年度) (構成比率)	1,918人 (38.6%)	720人 (14.5%)	702人 (14.1%)	1,138人 (22.9%)	211人 (4.2%)	285人 (5.7%)	4,974人 (100.0%)
平成30年度 (2018年度) (構成比率)	1,858人 (37.7%)	733人 (14.9%)	685人 (13.9%)	1,127人 (22.9%)	215人 (4.4%)	306人 (6.2%)	4,924人 (100.0%)
令和元年度 (2019年度) (構成比率)	1,849人 (37.5%)	736人 (14.9%)	683人 (13.9%)	1,131人 (22.9%)	219人 (4.4%)	317人 (6.4%)	4,935人 (100.0%)
前年度比	99.5%	100.4%	99.7%	100.4%	101.9%	103.6%	100.2%
上記年度期間 の増減率	▲4.3%	▲1.9%	▲8.7%	▲2.6%	4.8%	18.3%	2.6%

(資料) 障害福祉課

各年度4月1日現在

※ 1級(重度) ⇔ 6級(軽度)

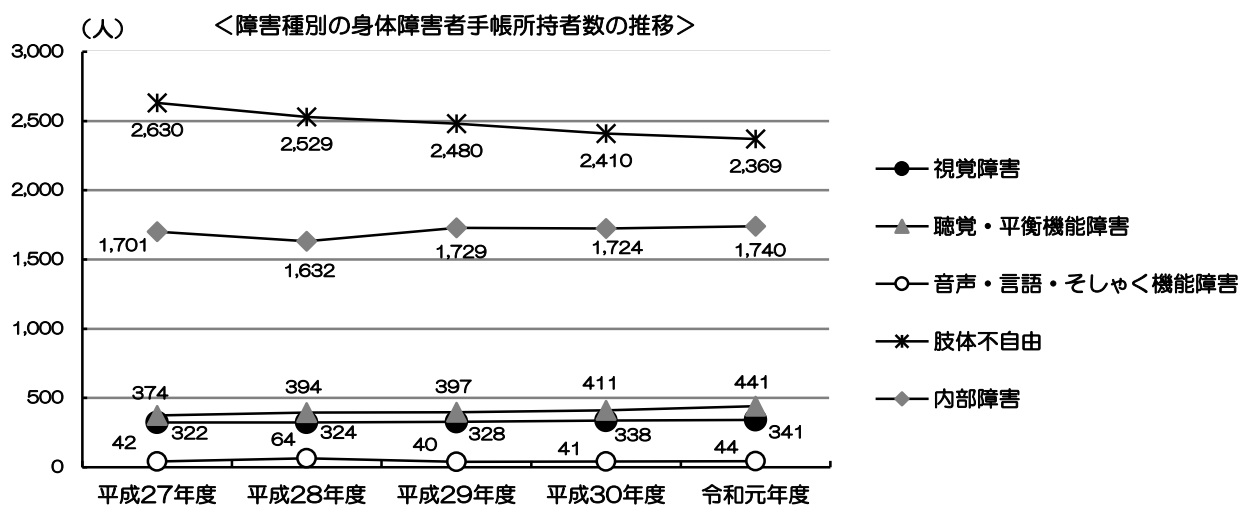


2-2-2 障害種別の身体障害者手帳所持者数の推移

	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
平成27年度 (2015年度) (構成比率)	322人 (6.4%)	374人 (7.4%)	42人 (0.8%)	2,630人 (51.9%)	1,701人 (33.6%)	5,069人 (100.0%)
平成28年度 (2016年度) (構成比率)	324人 (6.6%)	394人 (8.0%)	64人 (1.3%)	2,529人 (51.2%)	1,632人 (33.0%)	4,943人 (100.0%)
平成29年度 (2017年度) (構成比率)	328人 (6.6%)	397人 (8.0%)	40人 (0.8%)	2,480人 (49.8%)	1,729人 (34.8%)	4,974人 (100.0%)
平成30年度 (2018年度) (構成比率)	338人 (6.9%)	411人 (8.3%)	41人 (0.8%)	2,410人 (48.9%)	1,724人 (35.0%)	4,924人 (100.0%)
令和元年度 (2019年度) (構成比率)	341人 (6.9%)	441人 (8.9%)	44人 (0.9%)	2,369人 (48.0%)	1,740人 (35.3%)	4,935人 (100.0%)
前年度比	100.9%	107.3%	107.3%	98.3%	100.9%	100.2%
上記年度期間の増減率	5.9%	17.9%	4.8%	▲9.9%	2.3%	▲2.6%

(資料) 障害福祉課

各年度4月1日現在



2-2-3 障害種別・年齢区別の身体障害者手帳所持者数の状況

	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
18歳未満 (構成比率)	6人 (0.1%)	16人 (0.3%)	0人 (0.0%)	62人 (1.3%)	13人 (0.3%)	97人 (2.0%)
18~39歳 (構成比率)	12人 (0.2%)	23人 (0.5%)	0人 (0.0%)	95人 (1.9%)	27人 (0.5%)	157人 (3.1%)
40~64歳 (構成比率)	57人 (1.2%)	52人 (1.1%)	12人 (0.2%)	449人 (9.1%)	274人 (5.6%)	844人 (17.2%)
65歳以上 (構成比率)	266人 (5.4%)	350人 (7.1%)	32人 (0.6%)	1,763人 (35.7%)	1,426人 (28.9%)	3,837人 (77.7%)
合計 (構成比率)	341人 (6.9%)	441人 (8.9%)	44人 (0.9%)	2,369人 (48.0%)	1,740人 (35.3%)	4,935人 (100.0%)

(資料) 障害福祉課

平成31年(2019年)4月1日現在

3 知的障害者の状況

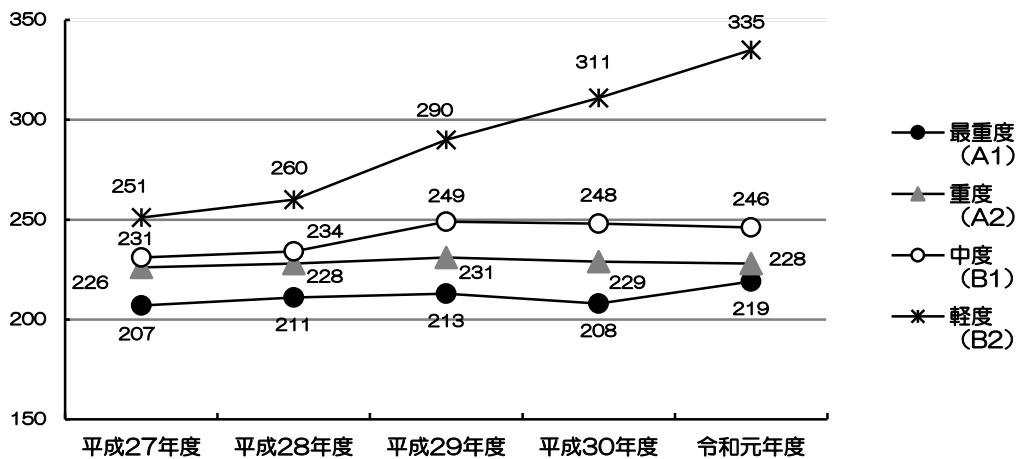
2-3-1 障害程度別の療育手帳所持者数の推移

	最重度 (A1) IQ20 以下	重度 (A2) IQ21~35	中度 (B1) IQ36~50	軽度 (B2) IQ51 以上	合計
平成 27 年度 (2015 年度) (構成比率)	207 人 (22.6%)	226 人 (24.7%)	231 人 (25.2%)	251 人 (27.4%)	915 人 (100.0%)
平成 28 年度 (2016 年度) (構成比率)	211 人 (22.6%)	228 人 (24.4%)	234 人 (25.1%)	260 人 (27.9%)	933 人 (100.0%)
平成 29 年度 (2017 年度) (構成比率)	213 人 (21.7%)	231 人 (23.5%)	249 人 (25.3%)	290 人 (29.5%)	983 人 (100.0%)
平成 30 年度 (2018 年度) (構成比率)	208 人 (20.9%)	229 人 (23.0%)	248 人 (24.9%)	311 人 (31.2%)	996 人 (100.0%)
令和元年度 (2019 年度) (構成比率)	219 人 (21.3%)	228 人 (22.2%)	246 人 (23.9%)	335 人 (32.6%)	1,028 人 (100.0%)
前年度比	105.3%	99.6%	99.2%	107.7%	103.2%
上記年度期間の 増減率	5.8%	0.9%	6.5%	33.5%	12.3%

(資料) 障害福祉課

各年度 4 月 1 日現在

(人) <障害程度別の療育手帳所持者数の推移>



2-3-2 障害程度別・年齢区分別の療育手帳所持者数の状況

	最重度 (A1) IQ20 以下	重度 (A2) IQ21~35	中度 (B1) IQ36~50	軽度 (B2) IQ51 以上	合計
18 歳未満 (構成比率)	56 人 (5.5%)	52 人 (5.1%)	48 人 (4.7%)	138 人 (13.4%)	294 人 (28.6%)
18~39 歳 (構成比率)	88 人 (8.6%)	81 人 (7.9%)	100 人 (9.7%)	133 人 (12.9%)	402 人 (39.1%)
40~64 歳 (構成比率)	67 人 (6.5%)	76 人 (7.4%)	75 人 (7.3%)	50 人 (4.9%)	268 人 (26.1%)
65 歳以上 (構成比率)	8 人 (0.8%)	19 人 (1.8%)	23 人 (2.2%)	14 人 (1.4%)	64 人 (6.2%)
合計 (構成比率)	219 人 (21.3%)	228 人 (22.2%)	246 人 (23.9%)	335 人 (32.6%)	1,028 人 (100.0%)

(資料) 障害福祉課

平成 31 年 (2019 年) 4 月 1 日現在

4 精神障害者の状況

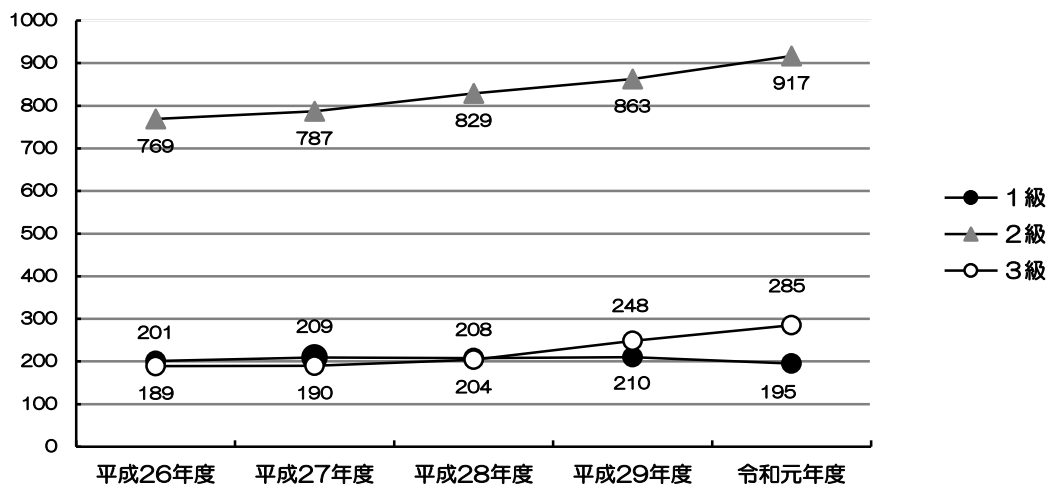
2-4-1 障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	1級	2級	3級	合計
平成26年度 (2014年度) (構成比率)	201人 (17.3%)	769人 (66.4%)	189人 (16.3%)	1,159人 (100.0%)
平成27年度 (2015年度) (構成比率)	209人 (17.6%)	787人 (66.4%)	190人 (16.0%)	1,186人 (100.0%)
平成28年度 (2016年度) (構成比率)	208人 (16.8%)	829人 (66.8%)	204人 (16.4%)	1,241人 (100.0%)
平成29年度 (2017年度) (構成比率)	210人 (15.9%)	863人 (65.3%)	248人 (18.8%)	1,321人 (100.0%)
平成30年度 (2018年度) (構成比率)	195人 (14.0%)	917人 (65.6%)	285人 (20.4%)	1,397人 (100.0%)
前年度比	92.9%	106.3%	114.9%	105.8%
上記年度期間の 増減率	▲3.0%	19.2%	50.8%	20.5%

(資料) 神奈川県精神保健福祉センター

各年度3月31日現在

(人) <障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>



2-4-2 年齢区分別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

	精神障害者保健福祉手帳所持者数
19歳以下 (構成比率)	29人 (2.1%)
20~39歳 (構成比率)	370人 (26.5%)
40~64歳 (構成比率)	815人 (58.3%)
65歳以上 (構成比率)	183人 (13.1%)
合計 (構成比率)	1,397人 (100.0%)

(資料) 神奈川県精神保健福祉センター

平成31年(2019年)3月31日現在

2-4-3 自立支援医療費（精神通院医療）受給者証認定者数の推移

	自立支援医療（精神通院医療）受給者証認定者数
平成 26 年度 (2014 年度)	2,138 人
平成 27 年度 (2015 年度)	2,144 人
平成 28 年度 (2016 年度)	2,191 人
平成 29 年度 (2017 年度)	2,294 人
平成 30 年度 (2018 年度)	2,385 人
上記年度期間の 増減率	11.6%

(資料) 神奈川県精神保健福祉センター 各年度 3 月 31 日現在

2-4-4 年齢区分別の自立支援医療（精神通院医療）受給者証認定者数の状況

	自立支援医療（精神通院医療）受給者証認定者数
19 歳以下 (構成比率)	59 人 (2.5%)
20～39 歳 (構成比率)	572 人 (24.0%)
40～64 歳 (構成比率)	1,451 人 (60.8%)
65 歳以上 (構成比率)	303 人 (12.7%)
合 計 (構成比率)	2,385 人 (100.0%)

(資料) 神奈川県精神保健福祉センター 平成 31 年（2019 年）3 月 31 日現在

5 障害児支援の状況

2-5-1 療育、言語、リハビリ相談・巡回相談の受付件数

	新規相談受付件数			巡回相談					
				巡回数			相談件数		
	発達	言語	リハビリ	発達	言語	リハビリ	発達	言語	リハビリ
平成 28 年度 (2016 年度)	145 件	100 件	87 件	52 回	50 回	34 回	164 件	104 件	86 件
平成 29 年度 (2017 年度)	171 件	106 件	79 件	57 回	52 回	28 回	176 件	100 件	68 件
平成 30 年度 (2018 年度)	244 件	100 件	64 件	53 回	36 回	29 回	176 件	76 件	79 件

(資料) 発達支援室

2-5-2 5歳児すこやか相談事業の実施状況

	対象児童数	支援が必要な児童数	支援が必要な児童の割合
平成 28 年度 (2016 年度)	1,188 人	86 人	7.2%
平成 29 年度 (2017 年度)	1,264 人	124 人	9.8%
平成 30 年度 (2018 年度)	1,145 人	140 人	12.2%

(資料) 発達支援室

2-5-3 児童発達支援センターあおぞら園の実利用児童数（児童発達支援）

	児童発達支援センターあおぞら園（児童発達支援） （基本的な生活習慣・情緒・社会性などの発達の援助）
平成 28 年度 (2016 年度)	31 人
平成 29 年度 (2017 年度)	26 人
平成 30 年度 (2018 年度)	30 人

(資料) 発達支援室

2-5-4 発達支援指導実利用児童数

	①リハビリ指導 (転びやすい・手先が不器用 などの感覚運動発達の指導)	②言語指導 (ことばの遅れ・発音が 不明瞭・吃音などの指導)	③発達指導 (友だちとのかかわりや集団 生活上の心配に対する個別指導 やグループ指導)
平成 28 年度 (2016 年度)	64 人	92 人	33 人
平成 29 年度 (2017 年度)	64 人	78 人	46 人
平成 30 年度 (2018 年度)	52 人	98 人	62 人

(資料) 発達支援室

2-5-5 幼稚園・保育園等への障害児の通園状況

	私立幼稚園		市立保育園		私立保育園等		合計	
	児童数	施設数	児童数	児童数	児童数	施設数	児童数	施設数
平成 28 年度 (2016 年度)	43 人	13 箇所	28 人	6 箇所	30 人	11 箇所	101 人	30 箇所
平成 29 年度 (2017 年度)	47 人	15 箇所	34 人	5 箇所	28 人	12 箇所	109 人	32 箇所
平成 30 年度 (2018 年度)	33 人	10 箇所	42 人	5 箇所	29 人	14 箇所	104 人	29 箇所

(資料) 発達支援室、保育課

※ 幼稚園児童数は、鎌倉市特別支援保育運営費補助金の交付決定人数
 保育園児童数は、障害児保育推進特別対策事業費補助金対象児童数等

6 特別支援教育の状況

2-6-1 小学校の特別支援学級児童数及び学級数

	平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)		平成 30 年度 (2018 年度)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
知的障害	39 人	9 学級	41 人	10 学級	36 人	10 学級
自閉症・情緒障害	47 人	11 学級	53 人	10 学級	56 人	11 学級
肢体不自由	4 人	1 学級	3 人	1 学級	5 人	1 学級
弱視	1 人	1 学級	1 人	1 学級	1 人	1 学級
病弱・身体虚弱	3 人	1 学級	3 人	1 学級	3 人	1 学級
難聴	—	—	1 人	1 学級	1 人	1 学級
合 計	94 人	23 学級	102 人	24 学級	102 人	25 学級

(資料) 教育指導課

平成 30 年 (2018 年) 5 月 1 日現在

※ 市立小学校全 16 校

2-6-1 参考 平成 30 年度 (2018 年度) 小学校ごとの特別支援学級設置状況及び児童数

	知的障害、 自閉症・情緒障害	肢体不自由	弱視	病弱・ 身体虚弱	難聴
第一小学校	9 人	—	1 人	—	—
第二小学校	6 人	—	—	—	—
御成小学校	12 人	5 人	—	—	—
腰越小学校	5 人	—	—	—	—
西鎌倉小学校	6 人	—	—	—	—
富士塚小学校	19 人	—	—	—	—
小坂小学校	9 人	—	—	—	—
玉縄小学校	11 人	—	—	—	—
大船小学校	13 人	—	—	—	1 人
植木小学校	2 人	—	—	3 人	—

(資料) 教育指導課

平成 30 年 (2018 年) 5 月 1 日現在

※ 市立小学校全 16 校

2-6-1 中学校の特別支援学級生徒数及び学級数

	平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)		平成 30 年度 (2018 年度)	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
知的障害	30 人	7 学級	20 人	7 学級	20 人	8 学級
自閉症・情緒障害	34 人	9 学級	28 人	7 学級	23 人	7 学級
肢体不自由	3 人	1 学級	4 人	1 学級	5 人	1 学級
弱視	1 人	1 学級	1 人	1 学級	—	—
合 計	68 人	18 学級	53 人	16 学級	48 人	16 学級

(資料) 教育指導課

平成 30 年 (2018 年) 5 月 1 日現在

※ 市立中学校全 9 校

2-6-1 参考平成 29 年度 (2017 年度) 中学校ごとの特別支援学級設置状況及び児童数

	知的障害、 自閉症・情緒障害	肢体不自由	弱視
第一中学校	2 人	—	—
第二中学校	1 人	—	—
御成中学校	8 人	5 人	—
腰越中学校	2 人	—	—
深沢中学校	6 人	—	—
手広中学校	4 人	—	—
大船中学校	7 人	—	—
玉縄中学校	13 人	—	—

(資料) 教育指導課

平成 30 年 (2018 年) 5 月 1 日現在

※ 市立中学校全 9 校

2-6-2 言語・難聴・情緒通級指導教室への通級児童数 (小学校)

	言語	難聴	情緒	合計
平成 28 年度 (2016 年度)	146 人	5 人	41 人	192 人
平成 29 年度 (2017 年度)	150 人	3 人	62 人	215 人
平成 30 年度 (2018 年度)	155 人	2 人	75 人	232 人

(資料) 教育指導課

平成 30 年 (2018 年) 5 月 1 日現在

※ 言語・難聴通級指導教室 (ことばの教室) : 御成小学校、富士塚小学校、大船小学校

※ 情緒通級指導教室 (つどいの教室) : 今泉小学校

2-6-3 特別支援学校等在学児童生徒数（本市在住のみ）

	小学部	中学部	高等部	合計
養護学校（知的障害教育部門）	11人	4人	59人	74人
養護学校（肢体不自由教育部門）	9人	3人	5人	17人
ろう学校	1人	2人	3人	6人
盲学校	0人	0人	0人	0人
合計	21人	9人	67人	97人

（資料）障害福祉課

平成30年（2018年）5月1日現在

※ 神奈川県立鎌倉養護学校、藤沢養護学校、平塚ろう学校、平塚盲学校及び私立聖坂養護学校の児童生徒数

2-6-4 特別支援学校高等部卒業生の進路状況（本市在住のみ）

	就職	神奈川県能力開発センター	障害者職業能力開発校	地域活動支援センター	生活介護事業所	自立訓練事業所（機能訓練・生活訓練）	療養介護	就労移行支援事業所	就労継続支援A型事業所	就労継続支援B型事業所	大学	専攻科	進路先なし	合計
平成28年度（2016年度）	3人	1人	1人	0人	7人	3人	0人	4人	0人	0人	0人	0人	0人	19人
平成29年度（2017年度）	3人	0人	0人	1人	4人	4人	2人	2人	1人	1人	0人	0人	1人（在宅）	19人
平成30年度（2018年度）	4人	0人	0人	1人	5人	2人	0人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	16人

（資料）障害福祉課

※ 各年度末における神奈川県立鎌倉養護学校、藤沢養護学校及び私立聖坂養護学校の高等部卒業生の進路

7 雇用の状況

【1】ハローワーク藤沢管内の状況

2-7-1 ハローワーク藤沢管内の人口

	人口	構成比率
鎌倉市	172,204 人	19.2%
藤沢市	432,223 人	48.3%
茅ヶ崎市	242,023 人	27.1%
寒川町	48,278 人	5.4%
合 計	894,728 人	100.0%

(資料) 藤沢公共職業安定所発行「業務概況」 平成 31 年 (2019 年) 3 月 1 日現在

2-7-2 雇用状況

(企業全体の常用労働者数が 45.5 人以上の事業主から、報告を求め、集計作成したもの)

		ハローワーク藤沢 (現所管)
企業数		354 箇所
常用雇用労働者数		66,076.0 人
常用雇用障害者数		1,274.5 人
実雇用率	平成 28 年度 (2016 年度)	1.85%
	平成 29 年度 (2017 年度)	1.86%
	平成 30 年度 (2018 年度)	1.93%
雇用率達成企業割合	平成 28 年度 (2016 年度)	52.2%
	平成 29 年度 (2017 年度)	50.6%
	平成 30 年度 (2018 年度)	44.9%

※ 障害者数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計です。
重度障害者はダブルカウント、短時間労働者は 0.5 人として算定。

(資料) 藤沢公共職業安定所発行「業務概況」 平成 30 年 (2018 年) 6 月 1 日現在

2-7-3 ハローワーク藤沢における職業紹介状況

	新規求職申込件数				
	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他障害者	合計
平成 28 年度 (2016 年度)	302 件	200 件	480 件	43 件	1,025 件
平成 29 年度 (2017 年度)	277 件	168 件	528 件	54 件	1,027 件
平成 30 年度 (2018 年度)	299 件	172 件	488 件	38 件	997 件
前年度比	107.9%	102.4%	92.4%	70.4%	90.4%

	就職件数				
	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他障害者	合計
平成 28 年度 (2016 年度)	83 件	64 件	152 件	11 件	310 件
平成 29 年度 (2017 年度)	76 件	68 件	169 件	14 件	327 件
平成 30 年度 (2018 年度)	83 件	90 件	210 件	11 件	394 件
前年度比	109.2%	132.4%	124.3%	78.6%	120.5%

(資料) 藤沢公共職業安定所発行「業務概況」 平成 30 年 (2018 年) 6 月 1 日現在

【2】鎌倉市の取組状況

- 鎌倉市障害者二千人雇用事業の状況 (資料) 障害福祉課
 [関連: 46・47 ページ 個別事業の推進状況 (6) ②「障害者雇用の推進」]

就労者数の定義 ・鎌倉市内の事業所において就労している障害者 ・鎌倉市外の事業所において就労している鎌倉市民の障害者 ※ 就労の形態、雇用契約の有無は問わない。

1 鎌倉市障害者二千人雇用就労者数の推移

	一般就労者数	福祉的就労者数	合計
事業開始時	—	—	1,411人
平成30年度 (2018年度)	624人	844人	1,468人

平成31年(2019年)3月31日現在

※福祉的就労者数には、生活介護と地域活動支援センター分277人を含む。

2 平成30年度(2018年度)鎌倉市障害者二千人雇用センターの状況

(1) 相談・支援件数

	電話相談	来所相談	メール相談	同行支援	職場訪問	ケア会議	その他(※)	合計
平成30年度 (2018年度)	434件	253件	228件	42件	29件	14件	6件	1,006件

※ その他の支援内容: 合同説明会、企業見学

(2) 登録者数(障害別)

	身体障害		知的障害		精神障害	発達障害	高次脳機能障害	難病	その他	合計
		重度		重度						
平成30年度 (2018年度)	6人	2人	10人	0人	37人	0人	0人	0人	0人	55人

(3) 一般就労者数(障害別)

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	難病	その他	合計
		平成30年度 (2018年度)	市内就労	1人	0人	1人	0人	0人	0人
	市外就労	0人	1人	4人	0人	0人	0人	0人	5人
	合計	1人	1人	5人	0人	0人	0人	0人	7人

(4) 職場定着支援の実施状況

ア 職場訪問による職場定着支援の実施件数 29件 (※ 同一人物に対し、複数回実施含む。)

イ 障害別職場定着支援実施人数

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	難病	その他	合計
平成30年度 (2018年度)	1人	2人	15人	0人	0人	0人	0人	18人

(5) 企業等に対する支援の実施状況

ア 相談・支援を行った事業所数 33 箇所

イ 相談・支援件数（手段別）

	センターへの 来所	電話・FAX・ メール	企業訪問	その他	合計
平成 30 年度 (2018 年度)	11 件	89 件	54 件	1 件	155 件

ウ 相談・支援件数（内容別）

	新規雇用相談	在職雇用相談	その他	合計
平成 30 年度 (2018 年度)	62 件	91 件	6 件	159 件

●ワークステーションかまぐららの状況（資料）障害福祉課

[関連：48・49 ページ 個別事業の推進状況（6）②「市職員の障害者雇用の推進」]

1 ワークステーションかまぐら事務嘱託員の状況

	精神障害	知的障害	合計
平成 30 年度 (2018 年度)	4 人	2 人	6 人

2 ワークステーションかまぐら就業支援員の状況

就業支援員 3 人（フルタイム再任用職員 1、非常勤嘱託員 2）※非常勤嘱託員においては、作業療法士

3 ワークステーションかまぐらへの依頼作業の状況

(1) 依頼の状況

庁内 88 課等から 415 件

(2) 依頼作業の種別

種別	合計	割合	種別	合計	割合
紙折り	86 件	12.9%	並べ替え	9 件	1.6%
印刷	74 件	11.1%	集配	6 件	0.9%
押印	66 件	9.9%	会場設営	6 件	0.9%
仕分け	60 件	9.0%	マイク渡し	6 件	0.9%
シール貼り	59 件	8.8%	文書廃棄	5 件	0.7%
帳合い	54 件	8.1%	引き抜き	4 件	0.6%
封入・封かん	54 件	8.1%	文書入力	3 件	0.4%
データ入力	37 件	5.5%	スキャナー読み込み	3 件	0.4%
ホチキス止め、はずし	21 件	3.2%	その他	104 件	15.6%
ナンバリング	11 件	1.6%	合計	668 件	100%

4 障害者二千人雇用センターとの連携の状況

ワークステーションかまぐらで職務経験を積んだのち、ワークステーションかまぐら事務嘱託員が一般企業等での就業が円滑に行えるように、障害者二千人雇用センターと定期的な処遇会議を開催した。

第3章 第3期鎌倉市障害者基本計画

1 将来目標

**障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、
健やかで安心して地域で暮らせるまち**

障害者基本法第1条は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定しています。

また、第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画では、将来都市像を「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」とし、この将来都市像の実現に向けた将来目標の1つを「健やかで心豊かに暮らせるまち」とし、その方向を「健康で生きがいにみちた福祉のまちをめざします」としています。この方向性は、「すべての市民は社会の一員として尊重され、生涯にわたり、健やかで安心した生活が送れるよう望んでいます。このため、健康福祉の環境づくりを進め、だれもが生きがいをもち、ともに支えあい、心ふれあう豊かな地域社会をつくりだしていきます。」と定めています。

以上のことを踏まえ、第3期鎌倉市障害者基本計画では、第2期計画を引き継ぎ「障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち」を将来目標として定めています。



2 施策の体系

将来目標の実現に向け、基本的視点を踏まえながら、7つの分野を柱として、様々な施策を実施、推進していきます。

第3次鎌倉市総合計画、将来目標
第4章

「健やかで心豊かに
暮らせるまち」

将来目標

障害のある人もない人も、

将来目標実現に向けての基本的視点

- (1) 地域社会における共生
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

重点課題

- (1) 共生社会実現に向けた取組
→施策分野 3
- (2) 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進
→施策分野 1、2
- (3) 地域での生活を支援する体制の充実
→施策分野 4、5、7
- (4) 働く場の充実と就労支援の推進
→施策分野 6

1 安全・安心な生活環境の整備

- (1) バリアフリーのまちづくりの推進
- (2) 災害時・緊急時対策の推進
- (3) 住宅入居の支援

2 情報提供・意思疎通支援の充実

- (1) 配慮のある情報提供の推進
- (2) 意思疎通支援の充実

だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち



(2) 差別の禁止

(4) 障害特性、性別、年齢による複合的困難等に配慮したきめ細かい支援

3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

(2) 権利擁護の推進、虐待の防止

4 福祉・生活支援の充実

(1) 相談支援の充実

(2) 生活支援の充実

(3) 日中活動支援の充実

5 保健・医療の推進

(1) 健康づくりの推進

(2) 医療サービスの給付

6 雇用・就労支援の推進

(1) 継続的な就労支援の推進

(2) 多様な雇用の促進

7 子どもへの支援の充実

(1) 早期発見、早期療育の推進

(2) 障害特性に応じた保育、教育の充実

3 施策の体系事業一覧

(1) 安全・安心な生活環境の整備	
①バリアフリーのまちづくりの推進	
重度障害者住宅設備改造工事費の助成	
公衆トイレのユニバーサルデザイン化	
ノンステップバス購入費の補助	
駅及び駅周辺における重点地区のバリアフリー化の推進	
歩道段差切下げ事業の推進	
②災害時・緊急時対策の推進	
災害時における要支援者の登録	
防災・安全情報メール配信サービス	
災害時における要援護者の緊急受け入れ体制の整備	
緊急時あんしんカードの配付	
災害時用ストーマ装具の保管	
Eメール119番通報システム	
ファックス119番通報	
避難マップ等の配布	
③住宅入居の支援	
グループホームの整備	
高齢者、障害者向けの市営住宅の確保	
新規鎌倉市居住支援協議会	
住宅入居等の支援	
グループホーム入居者への家賃助成	
(2) 情報提供・意思疎通支援の充実	
①配慮のある情報提供の推進	
声の広報・広報点字版の作成	
ホームページの音声読み上げ等の対応	
市民便利帳のSPコード版の作成	
発行物の点字化、音声化	
「福祉の手引」の発行	
図書の新着貸出し	
録音・点字図書の貸出し	
音声コード読み上げ装置や活字文書読み上げ装置の設置	
サピエ図書館のサービスの一部（相互貸借）加入の検討	

(2) 情報提供・意思疎通支援の充実	
②意思疎通支援の充実	
手話通訳者の設置	
手話通訳者、要約筆記者の派遣	
手話講習会の開催	
要約筆記講習会の開催	
失語症等成人中途言語障害者への支援	
(仮称) 障害者の情報・コミュニケーションにかかる条例	
(3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	
①障害を理由とする差別の解消の推進	
(仮称) かまくら共生条例	
新規共生の意識形成のための周知・啓発	
発達障害等理解・啓発講演会	
精神保健福祉講演会	
ヘルプマークの普及	
ふれあいフェスティバルの開催	
横須賀三浦地区ふれあい広場の開催	
精神保健福祉セミナーの開催	
学校における福祉教育の推進	
障害者差別解消法の普及啓発	
市職員対応要領の周知研修	
②権利擁護の推進、虐待の防止	
成年後見センターの運営	
成年後見制度の利用支援	
成年後見制度連絡会	
障害者虐待防止センターの運営	
第三者機関による苦情解決体制の整備	
虐待防止の周知啓発	

(4) 福祉・生活支援の充実	
①相談支援の充実	
相談支援の充実	
民生委員・児童委員による相談・支援	
障害福祉相談員による相談・支援	
基幹相談支援センターの運営	
鎌倉市障害者支援協議会	
各種事業所連絡会	
②生活支援の充実	
在宅生活の支援	
短期入所サービスの充実	
訪問入浴サービスの実施	
障害福祉サービス利用者負担の軽減	
補装具費の支給と自己負担額の助成	
日常生活用具の給付	
障害者福祉手当（市）の支給	
特別障害者手当（国）の支給	
障害児福祉手当（国）の支給	
在宅重度障害者等手当（県）の支給	
外国籍障害者等福祉給付金の支給	
障害基礎年金の受付	
特別障害給付金の受付	
ファミリーサポートセンターの運営	
特別児童扶養手当の支給	
声かけふれあい収集	
有料袋（指定収集袋）の減免	
身体障害者補助犬登録等手数料の免除	
水道料金、下水道使用料の減免	
地域移行の推進	
地域生活支援拠点の整備	

(4) 福祉・生活支援の充実	
③日中活動支援の充実	
日中活動の支援	
地域活動支援センター事業の実施	
施設通所交通費の支給	
福祉タクシー券・ガソリン券等の交付	
神奈川県障害者スポーツ大会への参加支援	
障害者団体への支援	
自動車改造費の助成	
下肢等障害者自動車運転訓練費の助成	
地域福祉活動による支援の推進	
障害者スポーツの普及	

(5) 保健・医療の推進	
①健康づくりの推進	
	障害者施設訪問歯科検診
	家庭訪問
	乳幼児健康診査・育児教室・健康相談
	障害者歯科診療
②医療サービスの給付	
	自立支援医療（精神通院医療）
	自立支援医療（更生医療）
	自立支援医療（育成医療）
	障害者医療費の助成
	相談支援のための精神保健福祉情報ガイド☆かまくらの配布
(6) 雇用・就労支援の推進	
①継続的な就労支援の推進	
	就労移行支援の利用推進
	就労支援の推進
	庁内就労体験実習の推進
	仕事応援ガイドブックの配布
②多様な雇用の促進	
	障害者雇用の推進
	障害者雇用奨励金の交付
	障害者雇用連絡会・就労支援関係機関会議
	鎌倉ふれあいショッポの開催
	障害者就労施設等からの物品等の調達の推進
	障害者就職面接会
	障害者法定雇用率未達成事業所訪問
	市職員の障害者雇用の推進
	総合評価競争入札における障害者雇用企業に対する加点

(7) 子どもへの支援の充実	
①早期発見、早期療育の推進	
	5歳児すこやか相談の実施
	発達相談
	発達支援システムネットワーク
	発達支援指導
	児童発達支援センターにおける支援の実施
	サポートファイルの活用
	発達支援サポートシステムの推進
	障害児通所支援事業所情報ブックの配布
	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付
	軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助
②障害特性に応じた保育、教育の充実	
	障害児保育の推進
	障害児の子どもの家への受入れ
	巡回相談事業
	保育所等訪問支援
	特別支援保育運営費補助金の交付
	特別支援教育の推進
	特別支援学級の充実
	就学相談
	学級介助員の配置及び学級支援員の派遣
	スクールアシスタントの配置
	特別支援教育巡回相談員
	言語・難聴通級指導教室（ことばの教室）
	機能訓練
	情緒通級指導教室
	教育相談体制の充実

4 個別事業の推進状況

(1) 安全・安心な生活環境の整備

①バリアフリーのまちづくりの推進

事業名称	所管課等	事業内容
重度障害者住宅設備改造工事費の助成	障害福祉課	重度障害者が障害の内容に合わせて、浴室・玄関・トイレなど住宅設備を改造する場合に、工事費用の一部を助成します。
公衆トイレのユニバーサルデザイン化	観光課	観光課が所管する公衆トイレ34箇所について、順次ユニバーサルデザイン化を進め、身体障害者を含め多くの方が利用しやすいトイレを整備します。
ノンステップバス購入費の補助	交通政策課	路線バス事業者が、バリアフリーの推進として、ノンステップバスを購入する際の購入費の一部補助やノンステップバス導入計画策定に協力します。
駅及び駅周辺における重点地区のバリアフリー化の推進	交通政策課 道路課 駅周辺整備課	駅及び駅周辺における一定地区のバリアフリー化を図るため、関係機関、事業者等と連携しながら、駅及び駅周辺道路等の重点的バリアフリー整備に努めます。
歩道段差切下げ事業の推進	道路課	バリアフリーの視点から既存道路の歩道の段差切下げ等を順次実施します。

②災害時・緊急時対策の推進

事業名称	所管課等	事業内容
災害時における要支援者の登録	総合防災課 福祉総務課 生活福祉課 高齢者いきいき課 障害福祉課 地域のつながり課	災害時に支援が必要な方の避難が確実なものとなる様、避難行動要支援者名簿の作成や同名簿への登録を推進し、障害者等の要支援者に情報提供や避難誘導などの支援が行き渡りやすい環境整備を行います。
防災・安全情報メール配信サービス	総合防災課	災害情報や防犯情報を携帯電話やパソコン等の電子メールで配信するサービスを行います。

【個別事業の推進状況について】

事業内容に応じ、関連各課及び外部の関係機関に照会を行いました。
 なお、現状に合わせて、事業名称や事業内容を一部、追加・訂正・削除しています。

【事業の方向性について】

- 3つの方向性で示しています。
- ・（事業の）拡大・前進
 - ・（事業の）継続/継続（見直し）
 - ・ 事業完了

平成30年度（2018年度）実績	平成30年度（2018年度）に事業を実施してきた中での課題	令和元年度（2019年度）事業の方向性
件数：5件 決算額：2,403千円	事業内容の周知。	継続
大町にある本覚寺公衆トイレのユニバーサルデザイン化改修を実施した。	施設の改修には多額の費用を要し、厳しい財政状況の中では継続的な取り組みは厳しい状況にある。	継続
バリアフリーの推進として、ノンステップバスを購入する際の導入計画策定について、路線バス事業者から市に対して相談はなかった。	鎌倉市の財政状況から、購入費の一部補助が困難な状況である。	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化未実施駅の一つである、湘南モノレール富士見町駅の下りホームで、エレベーター整備が完了した。 ・大船駅東口再開発事業区域内県道への視覚障害者誘導用ブロック設置に向け、神奈川県と調整を行った。 ・鎌倉駅西口視覚障害者誘導用ブロック（鎌倉駅西口～福祉センターまで）の整備を行った。 ・湘南深沢駅周辺に視覚障害者誘導用ブロックを整備した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県との調整の中で、鎌倉市としては、大船駅東口駅前の臭気対策として環境改善を図る必要があるため、下水道管の整備を先行し、その後の復旧工事の中でブロックの設置を行うこととした。 ・令和2年度（2020年度）に下水道管理設工の着工を目指すスケジュールのため、視覚障害者誘導用ブロック設置のスケジュール等については、あらためて神奈川県と調整を行うこととしている。 	継続
歩道段差切下げ事業：15箇所 決算額：9,515千円	特になし	継続

平成30年度（2018年度）実績	平成30年度（2018年度）に事業を実施してきた中での課題	令和元年度（2019年度）事業の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度（2018年度）に新たに要支援者の対象となった3,836人に名簿への掲載に係る意向確認調査を実施した。 ・自治会町内会131組織に名簿情報の提供を行った。 ・警察、消防、民生委員児童委員協議会へ名簿情報の提供を行った。 ・避難行動要支援者対象者：36,435人 避難行動要支援者名簿登録者：10,985人（同意者） 	名簿の未受理自治会町内会に対する働きかけ。	拡大・前進
防災安全情報提供システム及び自動メール配信サービス（瞬時に気象庁からの情報を配信するシステム）により、メール配信登録アドレス（24,876件）宛にメール配信を行った。	未登録者への周知。	拡大・前進

事業名称	所管課等	事業内容
災害時における要援護者の緊急受け入れ体制の整備	福祉総務課	災害時に、在宅の障害者を市内の障害者施設に緊急受け入れするため、施設と協定を締結し、緊急受け入れ体制を推進します。
緊急時あんしんカードの配付	障害福祉課	緊急連絡先・かかりつけ医・常用薬などの情報が記載でき、障害者が常時携帯することで、緊急時及び災害時の迅速な対応ができるように、障害者手帳に入る大きさのカードを作成し、配付します。
災害時用ストーマ装具の保管	障害福祉課	災害時に備え、オストメイトで保管希望者のストーマ装具を市の施設で保管します。
Eメール119番通報システム	消防本部 指令情報課	鎌倉市内に在住で、聴覚・言語などに障害のある方は、携帯やパソコンなどのEメールアドレスを登録することにより、Eメールで119番通報することが可能となります。このシステムの周知を図り推進します。
ファックス119番通報	消防本部 指令情報課	聴覚・言語などの障害者のために、ファックスによる119番通報を受け付けています。指定の用紙に記入し、119番（局番なし）でファックスを送信することで、消防車や救急車などの要請が行えます。
避難マップ等の配布	障害福祉課	地域災害弱者防災支援会議などで作成している「避難マップ」など、災害時に役立つ情報について広く配布し、周知を図ります。

③住宅入居の支援

事業名称	所管課等	事業内容
グループホームの整備	障害福祉課	地域における障害者の自立した生活の場、親亡き後の障害者の居住の場を確保するため、民間事業者が行うグループホームの整備を推進します。
高齢者、障害者向けの市営住宅の確保	住宅課	高齢者世帯や障害者世帯向けの市営住宅を確保し、高齢者や障害者への住宅供給を行っています。
【新規】（平成30年度（2018年度）～） 鎌倉市居住支援協議会	住宅課	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進、その他必要な措置について協議を行います。
住宅入居等の支援	障害福祉課	施設から地域への移行時などに住宅への入居を支援します。
グループホーム入居者への家賃助成	障害福祉課	グループホーム利用者へ家賃の助成を行います。

平成30年度（2018年度）実績	平成30年度（2018年度）に事業を実施してきた中での課題	令和元年度（2019年度）事業の方向性
市内5施設（鎌倉清和園・障害者支援センター鎌倉清和・鎌倉はまなみ・工房ひしめき・鎌倉薫風）との協定を継続。	災害時を想定した、具体的なシミュレーションを行い、各施設と認識を共有することが必要。	継続
<ul style="list-style-type: none"> 新規の障害者手帳取得者に配布し、要望に応じ、市内の施設、地域活動支援センター、団体等にも配布した。 希望者には窓口で配布し、カードの普及、活用の促進に努めた。 	特になし	継続
6件	特になし	継続
<ul style="list-style-type: none"> 通報：0件 新規登録者：0人 障害者手帳を所持していなくても、消防長が認めたものは登録可能となるよう利用案内を変更した。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報かまくらに掲載等あらゆる機会を捉えて周知を図る。 総務省消防庁からの助言に伴い、Net119緊急通報システムへ切替予定。 	継続
通報：0件	広報かまくらに掲載等あらゆる機会を捉えて周知を図る。	継続
<ul style="list-style-type: none"> 「避難マップ」を窓口等で配布した。 地域災害弱者防災支援会議と共催で、市民向け講演会「要支援者の避難パート5」を開催した。 開催日：平成31年（2019年）3月22日（金） テーマ：熊本震災の教訓を全国に生かすために～スフィア基準からみる障害者避難所のありかた～ 火災や地震等の災害時の情報を表示する、聴覚障害者用緊急通報装置を1台（市役所庁舎内）設置した。 	特になし	継続

平成30年度（2018年度）実績	平成30年度（2018年度）に事業を実施してきた中での課題	令和元年度（2019年度）事業の方向性
グループホームを開設及び運営する事業者が行うバリアフリー化等の改修工事等の費用に対する補助金について次年度の予算化に向け検討を行った。	重度・高齢障害者の受け入れ可能なグループホームが不足している。	拡大・前進
高齢者世帯向け住宅を91戸、障害者世帯向け住宅を4戸、計95戸の借上住宅を確保。	障害者世帯向け住宅については、平成30年度中（2018年度中）に空きがなく、新たな募集を行っていない。	継続
鎌倉市居住支援協議会を設立を支援し、居住支援団体、宅地建物取引業者、専門団体及び本市で構成される鎌倉市居住支援協議会の設立に至りました。	鎌倉市居住支援協議会は設立されたが、具体的な事業の実施には至っておらず、会員間での継続的な協議が必要となる。	継続
件数：3件 決算額：15千円	特になし	継続
対象者：110人 決算額：9,584千円	特になし	継続

(2) 情報提供・意思疎通支援の充実

①配慮のある情報提供の推進

事業名称	所管課等	事業内容
声の広報・広報点字版の作成	広報広聴課	視覚障害者に声の広報・広報点字版の作成をしています。広報広聴課へ登録することで、広報を録音したテープ・デジター版や点字版を郵送します。
ホームページの音声読み上げ等の対応	広報広聴課	市のホームページを、音声読み上げ、文字の拡大、コントラストの設定などに対応できるものにします。
市民便利帳のSPコード版の作成	広報広聴課	視覚障害者から要望があった場合に、SPコード版の作成を行います。
発行物の点字化、音声化	障害福祉課	障害者福祉計画などの重要な情報について、点字版や音声版を作成します。
「福祉の手引」の発行	障害福祉課	障害者のための様々な制度やサービス、施設や関係機関及び当事者団体などの紹介を行う「福祉の手引」を作成し、配布します。また、視覚障害者向けに点字版や音声版（デジター版）を作成し、貸し出し等を行います。
図書の郵送貸出し	中央図書館	図書館に来館できない身体障害者手帳をお持ちで要件に該当する方に、郵送による図書などの貸出しを行います。
録音・点字図書の貸出し	中央図書館	視覚障害者がサービス登録をすることで、所蔵する録音図書又は点字図書の目録により、希望の録音図書（カセットテープ・CD・デジター）・点字図書を無料で郵送貸出しします。
音声コード読み上げ装置や活字文書読み上げ装置の設置	中央図書館	視覚障害者のための情報支援である音声コード（SPコード）の読み上げ装置や活字を読み上げる装置の窓口設置を行います。
サピエ図書館のサービスの一部（相互貸借）加入の検討	中央図書館	視覚障害者のためのインターネット上の図書館サービスサピエ図書館への加入（平成30年度（2018年度）～）により、相互貸借を行います。

平成30年度（2018年度）実績	平成30年度（2018年度）に事業を実施してきた中での課題	令和元年度（2019年度）事業の方向性
テープ・デージー版：31人 点字版：6人 585千円	テープ版の録音のための機器が老朽化しており、できるだけすみやかにデージー版への移行が必要。	継続
引き続き、ホームページの広報かまぐら掲載について、音声読み上げソフトに対応させるため、PDF版だけでなくHTML版も掲載。	ホームページを更新する課によってアクセシビリティへの意識の違いがある。操作研修などを通じて意識の統一が必要。	継続
実績なし	160ページとなった暮らしのガイドブックのSPコード版については協働事業者側の作成・費用負担、及び1ページごとにSPコードを読取装置で読み取らなければいけないという利用負担などから実施に至らなかった。次回暮らしのガイドブック作成を行う令和2年度（2020年度）に向けて幅広く音声対応の方法を検討していく。	継続 （見直し） 【理由】 音声対応の手法を見直す必要があるため。
・鎌倉市障害者福祉計画の点字版・SPコード版作成 ・福祉の手引点字版・音声版作成	広く情報提供をしていくため、左記以外の情報（通知文等）について、点字版や音声版の作成の検討。	継続
随時更新	特になし	継続
登録者：27人	日本郵便のサービス変更（要件に該当する図書館利用登録者宅に集荷をしていた郵便物集荷のサービスが平成30年（2018年）6月末で打ち切りとなった）により、利用登録者個人宅への集荷に対応できなくなったこと。	継続
登録者：40人	特になし	継続
（中央図書館） よむべえ1台設置 ：利用実績なし 拡大読書器1台設置 ：集計なしのため不明 貸出用プレクストーク2台設置 ：利用実績なし 活字文書読み上げ装置（テルミー）1台 ：利用実績なし	読み上げ装置が利用できるSPコード付の文書の新規受入れがない。	継続
（中央図書館） サビエ図書館加入 相互貸借：1件	現在はCD-Rの現物貸借で対応しており、データダウンロードには対応していない。	継続

②意思疎通支援の充実

事業名称	所管課等	事業内容
手話通訳者の設置	障害福祉課	聴覚障害者の市の手続き等の支援のために、障害福祉課の窓口にて、手話通訳者を設置します。
手話通訳者、要約筆記者の派遣	障害福祉課	聴覚障害者が、医療、教育、就職、生活などの相談のため、手話通訳者及び要約筆記者を必要とする場合に派遣し、聴覚障害者の情報保障を図ります。
手話講習会の開催	障害福祉課	市民に、聴覚障害者への理解を進め、聴覚障害者の情報保障を担うための手話通訳者の養成を目指して、入門・基礎・中級・上級の講習会を実施します。
要約筆記講習会の開催	障害福祉課	主に、中途失聴者・難聴者への理解や情報保障を担うため、手書きやパソコンによる要約筆記者の養成講習会を実施します。
失語症等成人中途言語障害者への支援	障害福祉課	失語症による中途障害への理解のための失語症基礎講座の開催や、グループ訓練会、言語聴覚士の派遣事業などを行います。
(仮称) 障害者の情報・コミュニケーションにかかる条例	障害福祉課	すべての障害者への意思疎通支援が可能となる「(仮称)障害者の情報・コミュニケーションにかかる条例」を制定します。

(3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

①障害を理由とする差別の解消の推進

事業名称	所管課等	事業内容
(仮称) かまくら共生条例	地域共生課	全ての人がお互いに人格・個性・多様な生き方などを尊重し合い、共に支え合える環境がある共生社会の方向性を明文化するために「(仮称)かまくら共生条例」を制定します。
【新規】(令和元年度(2019年度)～) 共生の意識形成のための周知・啓発	地域共生課	「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」の制定を受け、共生社会について学ぶ機会を設けたり、広報誌、講演会などを通じて周知・啓発を行います。
発達障害等理解・啓発講演会	発達支援室	子どもの発達・発育に関する理解と意識の向上を図るため、研修会や講演会の開催を通して、市民への理解・啓発に努めます。
精神保健福祉講演会	障害福祉課	精神障害者への理解を深めるため、市民向けに講演会を開催し普及啓発を図ります。
ヘルプマークの普及	神奈川県 障害福祉課	県で作成しているヘルプマークを窓口で配布し、普及を推進します。

平成30年度（2018年度）実績	平成30年度（2018年度）に事業を実施してきた中での課題	令和元年度（2019年度）事業の方向性
設置日数：211日	週5日半日設置を行ったが、週5日全日設置への要望があった。	拡大・前進
手話通訳者派遣回数：218回 要約筆記者派遣回数：159回	特になし	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・入門・基礎編：全40回 受講者28人 ・中級：全15回 受講者10人 ・上級：全15回 受講者5人 	特になし	継続
全9回 受講者：2人	特になし	継続
失語症講座受講者：27人	特になし	継続
条例策定にかかるスケジュールを作成。	特になし	継続

平成30年度（2018年度）実績	平成30年度（2018年度）に事業を実施してきた中での課題	令和元年度（2019年度）事業の方向性
「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定した。	条例に基づく事業の具体化、実効性の確保、進行管理の方法等。	事業完了 (下記事業として新規実施)
/	/	/
年間3回実施 参加者：計151人 決算額：92千円	平成30年（2018年）から地域生活支援事業費等補助金（発達障害児者及び家族等支援事業）対象事業となり、更なる取り組みが必要である。	継続
開催日時：平成30年（2018年）11月30日 （金）19時～21時10分 場所：鎌倉生涯学習センター（きらら鎌倉）ホール 内容：「精神保健についての映画上映と講演」 参加者：154人	特になし	継続
ヘルプマークを障害福祉課や支所等にて配布。	特になし	継続

事業名称	所管課等	事業内容
ふれあいフェスティバルの開催	障害福祉課	毎年の「障害者週間（12/3～12/9）」に合わせて、障害のある人もない人も共にふれあい、障害者を理解するイベントを開催します。また、障害者団体等の活動内容等のパネル等を地下道ギャラリーに展示します。
横須賀三浦地区ふれあい広場の開催	障害福祉課	横須賀三浦地区の知的障害児者と家族や施設、関係団体等が地域と親睦を深め、障害者への理解の促進と交流を進めます。
精神保健福祉セミナーの開催	障害福祉課	専門職による講義と地域の事業所での体験実習を通じて、市民が精神障害者を取り巻く環境を理解し、共に生きる地域社会作りを目指します。
学校における福祉教育の推進	教育指導課	児童生徒の発達の段階に応じて、社会科、家庭科、道徳等において、障害者への理解を深める指導を行います。
障害者差別解消法の普及啓発	障害福祉課	市民、事業者等へ障害者差別解消法の普及を行い、障害者の権利擁護を推進します。障害者差別解消支援地域協議会設置について検討します。
市職員対応要領の周知研修	職員課 障害福祉課	市職員へ市職員対応要領の周知研修を行い、適切な対応を行います。

平成30年度（2018年度）実績	平成30年度（2018年度）に事業を実施してきた中での課題	令和元年度（2019年度）事業の方向性
開催日時：平成30年（2018年）12月7日 （金）13時～15時30分 参加者：延300人	特になし	継続
開催日時：平成30年（2018年）11月10日 （土）10時～14時 場所：横須賀市総合福祉会館 参加者：460人	特になし	継続
開催日時：平成30年（2018年）9月19日 （水）～平成30年（2018年）12月19日 （水） 講義：全10回 受講者数：8人 修了者数：6人	特になし	継続
各小、中学校で実施。	体験を通して学習していくことは大切であるが、そこからどう地域福祉に繋げていくかが課題。 地域の団体（自治町内会、民生委員、福祉施設）と学校の連携。	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者に向けた障害者差別解消法のリーフレットを作成し、ホームページ掲載やツイッターでの配信、窓口で配架するとともに、鎌倉商工会議所及び鎌倉市観光協会に配架を依頼した。また、市内事業者への送付、鎌倉商工会議所発行「かまくら」に同法周知の記事を掲載した。 ・他市先行事例等の調査や既存の協議会の活用を検討する等、障害者差別解消支援地域協議会設置に向けた検討を進めた。 	障害者差別解消法について、元々興味や意識がある市民や事業者だけでなく、いかに広く周知していくか、周知方法の課題。	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・職員課研修2回 実務基本研修（行政実務講座）：27人 新採用職員追研修：29人 ・地域共生課研修2回 共生の視点に立った窓口対応研修：計66人 	特になし	継続

②権利擁護の推進、虐待の防止

事業名称	所管課等	事業内容
成年後見センターの運営	高齢者いきいき課 障害福祉課	専門職による成年後見制度の利用に関わる相談や、成年後見制度の市民への啓発事業などを行う成年後見センターを運営します。
成年後見制度の利用支援	高齢者いきいき課 障害福祉課	成年後見制度利用時の手数料等を助成します。
成年後見制度連絡会	高齢者いきいき課 障害福祉課	成年後見制度に関わる相談機関と専門職などで構成される「かまくら成年後見制度連絡会」を実施し、相談対応および利用支援のための情報共有と連携を図ります。
障害者虐待防止センターの運営	障害福祉課	障害者虐待防止のための啓発を行い、また、虐待が疑われる通報、案件については、関係機関と連携し、緊急時の対応などを行います。
第三者機関による苦情解決体制の整備	発達支援室	あおぞら園における、福祉サービスに関する苦情について、第三者機関を設置して対応します。
虐待防止の周知啓発	こども相談課 高齢者いきいき課 障害福祉課	児童、高齢者、障害者の虐待防止のため、児童虐待防止推進月間などを利用して、周知啓発を行います。

平成30年度（2018年度）実績	平成30年度（2018年度）に事業を実施してきた中での課題	令和元年度（2019年度）事業の方向性
<p>鎌倉市成年後見センターの運営を社会福祉協議会へ委託した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数（利用支援事業）：200件 ・相談件数（専門相談事業）：22件 ・講演会・研修会開催回数（普及啓発事業）：7回（173人参加） 	<p>市民に対し、成年後見センターをはじめとした相談機関の周知。</p>	<p>継続</p>
<p>鎌倉市成年後見制度利用支援事業助成金：7件（高齢者：3件・障害者：4件）</p>	<p>後見制度利用に繋げるために助成金等の制度について周知を行う必要がある。</p>	<p>継続</p>
<p>年3回開催 後見制度の進捗状況や動向について、情報共有を図った。</p>	<p>引き続き、情報共有が必要。</p>	<p>継続</p>
<p>社会福祉士兼精神保健福祉士の職員の常駐相談・受付件数：4件 うち虐待件数：3件</p>	<p>障害者虐待に関する初動や対応法法に関する経験が少ない。</p>	<p>継続</p>
<p>苦情の申し出：0件</p>	<p>利用者への更なる制度周知が必要である。</p>	<p>継続</p>
<p>11月の児童虐待防止推進月間に以下の事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内ロビーにて、児童、高齢者、障害者の3虐待防止の啓発ブースを設置した。 ・包括支援センター職員向けに研修等を行った。 ・玉縄祭りに、児童、高齢者、障害者の3虐待防止の啓発ブースを設置。所管の職員も参加し、来場者に虐待防止や共生社会についての周知啓発を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記イベントに設置する周知・啓発用のパネルの内容について、イベント参加者の興味をひくような内容とするよう、見直しが課題となっている。 ・虐待は見えにくいことから、更なる普及啓発が必要。 ・継続して周知を行う中で、啓発用品の配布や分かりやすいパンフレットの配布も検討する。 	<p>継続</p>

(4) 福祉・生活支援の充実

①相談支援の充実

事業名称	所管課等	事業内容
相談支援の充実	障害福祉課	基幹相談支援センターを中核とし、関係機関との連携を図り、地域での相談支援のネットワークを強化し、地域における障害者の個々の状況に応じた支援を行います。
民生委員・児童委員による相談・支援	生活福祉課	民生委員・児童委員による地域の障害者及び家族への相談・支援を行います。
障害福祉相談員による相談・支援	障害福祉課	鎌倉市障害福祉相談員による地域の障害者及び家族への相談・支援を行います。
基幹相談支援センターの運営	障害福祉課	地域の障害者相談支援の中核となり、相談支援の質の向上のため、相談支援事業所の支援や相談専門支援員の育成及び鎌倉市障害者支援協議会の事務局運営などを行います。
鎌倉市障害者支援協議会	障害福祉課	地域の関係者が集まり、情報の共有や地域の課題などを協議します。各分野ごとの専門部会では、事業所連絡会などからの課題を扱うなどして協議を重ね、様々な取組を進めます。全体会では、専門部会の協議結果をとりまとめ、施策の提言などを行います。
各種事業所連絡会	障害福祉課	居宅介護など同種の障害福祉サービスを提供する事業所が定期的に集まり、情報共有や課題についての協議、勉強会などを実施します。

平成30年度（2018年度）実績	平成30年度（2018年度）に事業を実施してきた中での課題	令和元年度（2019年度）事業の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 指定特定・指定障害児相談支援事業所数：14箇所（委託含む） 委託相談支援事業所：3箇所（※委託相談支援事業所に基幹相談支援センター等機能強化事業をあわせて委託） 鎌倉市基幹相談支援センターの設置（平成28年（2016年）7月から） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等の整備に向け、基幹相談支援センターの機能充実を図っていく必要がある。 委託相談支援事業所では、対応の長期化、複合的な課題がある等相談の増加や複雑化により、業務量が増加している。相談支援体制全体の検証及び検討が必要である。 	継続
民生委員の活動状況：134件（障害者に関すること）	精神障害等の難しいケースへの対応や、当事者や家族に病識がない、介入を拒む場合などへの対応が課題である。	継続
相談件数：延230件	重複障害や生活環境上の困難を抱えるケースが増加していると感じており、関係機関や民生委員児童委員との連携が求められる場面が増えている。	継続
<ul style="list-style-type: none"> 総合相談支援事業 相談支援の連携・相談窓口業務等 計画相談支援の推進 鎌倉市障害者支援協議会事業 全体会3回 就労支援部会4回 地域生活支援部会4回 精神保健福祉部会4回 こども支援部会4回 その他事業 相談支援者の育成に関する事業 （相談支援専門員研修会3回、事例検討会8回、市民向け講演会1回） 	緊急対応（24時間体制）等の基幹相談支援センターの機能充実の検討。また、機能充実を図っていくにあたり、事務所の立地的な問題や人材確保など総合的な検討を要する。	継続
<p>委員数 ：運営会議委員4人 全体会委員19人 専門部会委員32人</p> <p>会議開催回数 ：全体会3回 就労支援部会4回 地域生活支援部会4回 精神保健福祉部会4回 こども支援部会4回</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全体会においては、各部会の報告などを受け、報告やその他情報共有に多くの時間がかかり、個別課題の検討や協議が深まらないという意見が委員から出ている。協議に時間を割けるようにするため、内容や進行に苦慮している。 こども支援部会では、協議内容が当課の範囲を超え、こども事業全体で捉える内容があるため、協議内容に応じて関係部署を事務局に呼び、連携して取り組む必要がある。 	継続
<p>相談支援事業所連絡会8回 居宅支援事業所連絡会10回 児童通所支援事業所連絡会5回 児童通所支援事業所合同説明会3回</p>	特になし	継続

②生活支援の充実

事業名称	所管課等	事業内容
在宅生活の支援	障害福祉課	生活全般にわたる相談支援により、居宅介護などのサービス利用につなげ、障害者の在宅生活を支援します。
短期入所サービスの充実	障害福祉課	自宅で介護する人の疾病やレスパイトなどのために、圏域での拠点事業所配置事業での利用を含め、障害者が身近な地域で利用できる短期入所サービスの充実を図ります。
訪問入浴サービスの実施	障害福祉課	自宅で入浴することが困難な重度障害者を対象に、居室に浴槽を運んで入浴を行う訪問入浴サービスを実施します。
障害福祉サービス利用者負担の軽減	障害福祉課	障害福祉サービスのうち、施設入所支援を除くサービスに要した費用の利用者負担額の一部を助成し、障害者の経済的負担の軽減を図ります。
補装具費の支給と自己負担額の助成	障害福祉課	身体障害児者の身体機能を補完または代替するために、身体障害児者が装着、装用する義肢、車いす、盲人安全杖、補聴器などの用具（補装具）費を給付し、自己負担額の助成を行います。
日常生活用具の給付	障害福祉課	障害児者及び難病患者等の日常生活の便宜を図ることを目的として、障害の特性や生活状況に合わせた日常生活用具を給付します。
障害者福祉手当（市）の支給	障害福祉課	在宅の障害児者の方に、障害程度に応じて、市の手当を支給します。
特別障害者手当（国）の支給	障害福祉課	在宅の特別重度障害者で、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の方を対象に、国の手当を支給します。
障害児福祉手当（国）の支給	障害福祉課	在宅の20歳未満で、日常生活において常時介護を必要とする方を対象に、国の手当を支給します。
在宅重度障害者等手当（県）の支給	神奈川県 障害福祉課	在宅で常時介護を要する重度重複障害の方や国の福祉手当を受給している方に、県の手当を支給します。
外国籍障害者等福祉給付金の支給	障害福祉課	在日外国人の障害者で、公的年金の受給要件を、制度上、満たすことができない方を対象に、福祉給付金を支給します。

平成30年度（2018年度）実績	平成30年度（2018年度）に事業を実施してきた中での課題	令和元年度（2019年度）事業の方向性
3,486.8時間（平成31年（2019年）3月） 187人	特になし	継続
事業所数：6箇所 ・市内福祉型事業所3箇所 ・市内医療型事業所2箇所 ・短期入所拠点事業所配置事業1箇所 （湘南東部あんしんネット）	・事業所数の不足、支援員の不足等から利用希望者の意向に沿った利用が出来ないことがある。 ・重度障害や精神障害に対応出来る事業所が少ない。	継続
派遣回数：352回 対象者：8人 事業費：3,872千円	特になし	継続
利用者負担額について、市独自の軽減を継続して実施。 決算額：721千円	特になし	継続
・補装具（者） 件数：260件 決算額：19,682千円 ・補装具（児） 件数：134件 決算額：13,868千円	特になし	継続
・日常生活用具（者） 件数：3,387件 決算額：38,644千円 ・日常生活用具（児） 件数：193件 決算額：2,931千円	特になし	継続
・身体障害及び知的障害支給対象者 延30,718月 決算額：61,436千円 ・精神障害支給対象者 延1,844月 決算額：3,688千円 ・決算額：合計65,138千円	特になし	継続
件数：1,075件 実施回数：6回 決算額：29,582千円	特になし	継続
件数：459件 実施件数：4回 決算額：6,719千円	特になし	継続
対象者：144人（支給停止者除く）	特になし	継続
対象者：1人 決算額：312千円	特になし	継続

事業名称	所管課等	事業内容
障害基礎年金の受付	保険年金課 年金事務所	国民年金法の障害等級1級、2級に該当し、一定の条件を満たす方からの、障害基礎年金の申請を受け付けます。
特別障害給付金の受付	保険年金課	国民年金の任意加入対象期間に加入をしていなかったことで障害基礎年金等が受給できない方で、一定の条件を満たす方からの特別障害給付金の申請を受け付けます。
ファミリーサポートセンターの運営	こども相談課	育児の手助けをして欲しい方、その手伝いをしたい方が互いに助け合う会員組織です。障害児に関しては、特別支援学校への送迎や放課後の預かりサービスの提供を行います。
特別児童扶養手当の支給	こども相談課	在宅で障害児（20歳未満）を養育している方を対象に、障害の程度に応じて、特別児童扶養手当を支給します。
声かけふれあい収集	ごみ減量対策課	クリーンステーション（ごみ集積場）まで、ご自分でごみや資源物を運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、週に1回、市職員が戸別に声をかけて安否の確認をするとともに、ごみ出しの負担を軽減します。
有料袋（指定収集袋）の減免	ごみ減量対策課	在宅で腹膜透析を実施している方、ストーマ装具を使用している方を対象に、一定枚数の指定収集袋を無料で交付します。
身体障害者補助犬登録等手数料の免除	環境保全課	狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料について、身体障害者補助犬を所有する方の手数料を免除します。
水道料金、下水道使用料の減免	県鎌倉水道営業所 下水道河川課	重度の障害者等がいる世帯に対し、水道料金と下水道使用料の基本料金及び基本料金の消費税相当分を減免します。
地域移行の推進	障害福祉課	住宅施策などと連携しながら、地域での生活を支援する体制を推進します。
地域生活支援拠点の整備	障害福祉課	地域における障害者の生活を支えるための拠点について、面的な整備など検討し事業者と協力しながら整備をします。地域移行などの相談、グループホームなどの体験、短期入所などの緊急時受け入れ、専門性のある人材の確保、地域の体制づくりなどの機能を想定しています。

平成30年度（2018年度）実績	平成30年度（2018年度）に事業を実施してきた中での課題	令和元年度（2019年度）事業の方向性
新規申請：53件 受給権者：2,260人 （平成31年（2019年）3月末）	特になし	継続
新規申請：0件 受給権者：15人 （平成31年（2019年）3月末）	特になし	継続
特別支援学校・支援学級への送迎：240件 特別支援学校・支援学級への送迎及び帰宅後の預かり：116件 その他の支援：54件 計410件の支援を行った。	障害児の支援ができる支援会員が少ないため、いかに増員を図るかが課題となる。	継続
資格者数：182人 （受給者：141人・支給停止：41人）	手帳取得者以外への周知が課題となる。	継続
実施世帯数：519件 対象者数：617人 （うち障害者数：67人）	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきりの状態にある利用者や認知症状のある利用者の安否確認。 介護ヘルパー等との連携を密にとっていくこと。 	拡大・前進
腹膜透析実施者：24人 ストーマ装具使用者：245人	特になし	継続
狂犬病予防注射済票交付手数料減免：1件	該当する身体障害者への周知。	継続
引き続き事業を実施。 下水道使用料減免 申請数：計199件 身体障害者：175件 知的障害者：11件 精神障害者：8件 重複障害者：5件	特になし	継続
地域移行者：2人	地域資源が少なく、特に強度行動障害や長期入院をしている精神障害の方の地域での生活の場の確保が難しい。	継続
<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市障害者支援協議会における検討（全体会での意見交換、地域生活支援部会での調査、検討） 圏域ネットワーク会議における検討 相談支援事業所連絡会における意見交換、事例検討等 	5つの機能を同時に整備していくことは実質的に困難であり、優先順位をつけて事業化していく必要がある。	継続

③日中活動支援の充実

事業名称	所管課等	事業内容
日中活動の支援	障害福祉課	生活介護、移動支援、日中一時支援等のサービスを充実し、日中活動の支援を行います。
地域活動支援センター事業の実施	障害福祉課	障害者の日中活動を支援するため、創作的活動や生産活動などを行う機会を提供し、地域との交流などの拠点となる地域活動支援センター事業を実施します。
施設通所交通費の支給	障害福祉課	在宅の障害者が福祉施設に訓練や作業のために公共交通機関を使って通所する場合に、交通費を支給します。
福祉タクシー券・ガソリン券等の交付	障害福祉課	重度障害者の社会参加を促進するため、タクシー利用料金、自動車燃料費、福祉有償運送料金を助成します。
神奈川県障害者スポーツ大会への参加支援	神奈川県 障害福祉課	神奈川県・相模原市共催の障害者スポーツ大会への参加支援を行い、障害者の社会参加や交流を図ります。
障害者団体への支援	障害福祉課	障害者団体のスポーツ、レクリエーションなどの活動に対して助成します。
自動車改造費の助成	障害福祉課	身体障害者が、自ら所有し運転する自動車を改造する場合の費用の一部を助成します。
下肢等障害者自動車運転訓練費の助成	障害福祉課	障害の程度が1級から4級までの下肢等の障害者又は1級の上肢の障害者が、自動車運転免許証を取得するために、技能講習に要した費用の一部を助成します。
地域福祉活動による支援の推進	生活福祉課 社会福祉協議会	民生委員・児童委員及びNPO法人などが実施する地域福祉活動を支援します。

平成30年度（2018年度）実績	平成30年度（2018年度）に事業を実施してきた中での課題	令和元年度（2019年度）事業の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援 利用者数：433人 利用時間数：延29,120時間 決算額：78,856千円 ・日中一時 延81回 決算額：152千円 	特になし	継続
I型（2箇所）、II型（1箇所）、III型（8箇所）において、障害者の日中活動の場を確保した。	障害者の日中活動の場を確保できるよう、生産活動の機会の提供や地域住民に対して障害への理解・啓発を行う必要がある。	継続
受給者：延4,952人	特になし	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー利用券 支給対象者数：1,326人 決算額：20,258千円 ・自動車燃料利用券 支給対象者数：814人 決算額：13,048千円 ・福祉有償運送利用券 支給対象者数：14人 決算額：95千円 	増大する障害者福祉費に対して、制度を維持していくこと。	継続 （見直し） 【理由】 障害者福祉費の増大を鑑み、持続可能な制度となるよう見直す。
参加者：延44人	特になし	継続
6団体へ助成 決算額：723千円	特になし	継続
件数：4件 決算額：380千円	事業内容の周知を図る。	継続
件数：0件 決算額：0円	事業内容の周知を図る。	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員の活動状況：134件（障害者に関すること） ・地区社協との連携、協働研修として「高齢者の暮らしを支える新しい地域づくり」を実施。かまくらささえあい福祉プランを策定し、計画の柱の1つとして「権利擁護と地域生活支援の充実」をたて“判断能力に課題のある方の地域生活支援”の強化を目標とします。 	要配慮者に情報が届かないこと。情報の発信に工夫が必要。	継続

事業名称	所管課等	事業内容
障害者スポーツの普及	スポーツ課	<p>障害者スポーツの紹介</p> <p>①ニュースポーツを紹介するイベント「スポーツ・レクリエーションフェア」等にて、パラスポーツの体験会や競技種目を説明したパネルの展示、競技用の装具の展示などを行います。</p> <p>②市立小中学校と連携し、パラスポーツ選手による実技指導や経験談を聞くなど、選手とのふれあい体験を行います。</p>

平成30年度（2018年度）実績	平成30年度（2018年度）に事業を実施してきた中での課題	令和元年度（2019年度）事業の方向性
<p>①-1 「2018かまくらスポーツ・レクリエーションフェア」 開催日：平成30年（2018年）11月18日（日） 場所：鎌倉武道館 参加者：381人</p> <ul style="list-style-type: none"> 年齢や体力に関係なく実施できるニュースポーツ等の体験会。このイベントにおいて、ポッチャの実技体験を行った他、東京ガス㈱神奈川西支店の協力により、パラスポーツの写真パネル展示や競技用車椅子の試乗体験を行った。 <p>①-2 「障害者スポーツの写真パネル展示」 開催日：平成30年（2018年）5月22日（火）～28日（月）</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツ課が作成した写真パネルを鎌倉駅地下道ギャラリーに展示した。 <p>② 「車椅子バスケットボール体験」</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催日：平成30年10月13日（土） 場所：玉縄小学校 参加者：180人 開催日：平成31年1月10日（木） 場所：深沢小学校 参加者：150人 各校の児童を対象に車椅子バスケットボールの実技体験・選手の経験談を聞くなどのふれあい体験会を行った。 	<p>体験会以外の場で障害者スポーツが実践できる環境を整備する必要がある。</p>	<p>継続</p>

(5) 保健・医療の推進

①健康づくりの推進

事業名称	所管課等	事業内容
障害者施設訪問歯科検診	鎌倉市歯科医師会 県鎌倉保健福祉 事務所 障害福祉課	鎌倉市歯科医師会と県鎌倉保健福祉事務所で、障害者施設を訪問し、検診や歯みがき指導及び医院の紹介などを行います。
家庭訪問	市民健康課	家庭での育児、養育方法などの相談・支援や、障害等により生活に困難がある人に対し、保健師等が訪問し、家庭生活に対する助言を行います。
乳幼児健康診査・育児教室・健康相談	市民健康課	乳幼児の健やかな発育・発達を目指し、節目の時期に健康診査等を実施します。
障害者歯科診療	市民健康課	鎌倉市口腔保健センター（鎌倉市台2-8-1台在宅福祉サービスセンター1階）で、障害者歯科診療を実施します。

②医療サービスの給付

事業名称	所管課等	事業内容
自立支援医療（精神通院医療）	障害福祉課	精神疾患で通院による精神医療を続ける必要がある病状の方に、通院のための自立支援医療費の支給を行い、医療費の自己負担を軽減します。
自立支援医療（更生医療）	障害福祉課	身体障害者の障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる場合に、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行い、医療費の自己負担を軽減します。
自立支援医療（育成医療）	障害福祉課	障害児の身体障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる場合に、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行い、医療費の自己負担を軽減します。
障害者医療費の助成	障害福祉課	一定の障害者の健康保険適用となる医療費の自己負担分を助成します。
相談支援のための精神保健福祉情報ガイド☆かまぐらへの配布	障害福祉課	鎌倉市障害者支援協議会で作成した「相談支援のための精神保健福祉情報ガイド☆かまぐら」を配布し、精神保健福祉相談に関して支援者等の手助けとなる情報を広く周知します。

平成30年度（2018年度）実績	平成30年度（2018年度）に事業を実施してきた中での課題	令和元年度（2019年度）事業の方向性
訪問施設数：13施設 利用者数：281人	健康維持の上で口腔ケアが大切であることから、検診と歯磨き指導の両方を行っていく必要がある。	継続
・母子：実2,001人 延2,106人 ・成人・高齢者：実8人、延31人	母子：虐待疑い事例の増加、保護者の精神疾患、育児能力の低下、経済的不安定等 成人・高齢者：重複問題家庭（発達障害、精神障害、介護、経済面等） 各家庭の状況に合わせ、関係機関と連携しながら実施していく必要がある。	継続
4か月児健康診査：956人 （受診率96.0%） お誕生前健康診査：1,007人 （受診率95.4%） 1歳6か月児健康診査：1,065人 （受診率96.2%） 2歳児歯科健康診査：916人 （受診率77.2%） 3歳児健康診査：1,185人 （受診率94.3%）	未受診児に対する受診勧奨等、早期からの支援に向け、フォロー体制を強化していく。	継続
診療日数：47日 患者数：215人	公共交通機関からのアクセスが悪いこと、また、利用者の特性を考慮すると、駐車スペースの確保等について、より向上させる必要がある。	継続

平成30年度（2018年度）実績	平成30年度（2018年度）に事業を実施してきた中での課題	令和元年度（2019年度）事業の方向性
受給者：2,385人	事業内容の周知。	継続
受給者：117人 決算額：74,485千円	事業内容の周知。	継続
受給者：9人（継続7人、新規2人） 決算額：641千円	事業内容の周知。	継続
対象者数：4,224人 （平成31年（2019年）3月末） 決算額：593,324千円	自立支援医療制度との併用促進。	継続
ホームページへの掲載、相談支援事業所連絡会での配布や窓口等で配架、配布した。	特になし	継続

(6) 雇用・就労支援の推進

①継続的な就労支援の推進

事業名称	所管課等	事業内容
就労移行支援の利用推進	障害福祉課	就労を希望する障害者に、一定期間、訓練などを行い、一般就労へつなげるための就労移行支援の利用を推進します。
就労支援の推進	障害福祉課	障害者の一般就労に関し、総合的な支援を行う就労支援センター機能について検討します。また、就労移行支援事業所などと連携し、就労後の定着支援を推進します。
庁内就労体験実習の推進	障害福祉課	知的障害者や精神障害者の一般就労を支援するため、就労移行支援事業所と連携などして、市役所内の様々な業務で就労体験実習を行います。
仕事応援ガイドブックの配布	障害福祉課	鎌倉市障害者支援協議会で作成した「仕事応援ガイドブック」を配布し、就労を支援する事業所への通所を検討する際などに参考となる市内事業所の情報を広く周知します。

②多様な雇用の促進

事業名称	所管課等	事業内容
障害者雇用の推進	障害福祉課 商工課 農水課	働く意欲のある障害者がいきいきと働けるよう、障害者2000人の雇用を目指し、地域の事業者などに働きかけ、障害者雇用を促進します。
障害者雇用奨励金の交付	障害福祉課	知的障害者や精神障害者を雇用している中小企業の事業主及び就労継続支援A型事業所に対して、雇用した障害者につき奨励金を支給し、障害者雇用の推進を図ります。
障害者雇用連絡会・就労支援関係機関会議	よこすか障害者就業・生活支援センター 障害福祉課	ハローワーク、労働局、市町障害福祉担当、障害福祉施設、障害者職業センター、養護学校など、障害者就労の関係機関が集まり、障害者就労の現状と情報交換、意見交換による課題の共有と連携体制の推進を図ります。
鎌倉ふれあいショップの開催	障害福祉課	市役所本庁舎ロビーや鎌倉生涯学習センターロビーで、障害者各施設の手作りの品や食品などの販売を行い、障害者への理解と製品の販売促進を図ります。
障害者就労施設等からの物品等の調達の推進	各課 障害福祉課	障害者就労施設等からの市の物品調達や役務の提供を推進し、施設等の売上げの向上を図ります。

平成30年度（2018年度）実績	平成30年度（2018年度）に事業を実施してきた中での課題	令和元年度（2019年度）事業の方向性
延8,810日 （平成30年（2018年）4月～平成31年（2019年）3月） 69人	特になし	継続
障害者就労に関し、当事者及び事業所に総合的な支援を行う障害者二人雇用センターを平成30年（2018年）6月1日に開設した。	市内就労系事業所との連携や当事者、障害者雇用に困難を抱える事業所への周知が十分とはいえない。	拡大・前進
平成30年（2018年）5月28日（月）から6月8日（金）の10日間 藤沢養護学校鎌倉分教室2年生生徒1人 ワークステーションにおいて受け入れ	養護学校実習生の受け入れ先をワークステーションに集約しているが、実習場所となる作業スペースの確保も課題である。	継続
ホームページへの掲載、相談支援事業所連絡会での配布や窓口等で配架、配布した。	特になし	継続

平成30年度（2018年度）実績	平成30年度（2018年度）に事業を実施してきた中での課題	令和元年度（2019年度）事業の方向性
障害者雇用状況調査に合わせた市内事業所への障害者雇用の呼びかけや、事業主や採用担当者に対する講演会、シンポジウムの開催を通じての障害者雇用事例の紹介などを行った。 ※詳細は、14ページに記載しています。	障害者雇用に取り組む事業所への一層の情報提供と雇用義務非該当事業所への啓発の充実が必要である。また、農福、水福連携による就労の場の多様化の推進が必要である。	拡大・前進
一般企業：12社 （知的11人・精神4人） 決算額：2,900千円 A型事業所：7事業所 （知的20人・精神10人（精神障害者保健福祉手帳不所持3人含む）） 決算額：1,928千円	就労継続支援A型事業所の閉鎖により、支給実績が減少している。新たに障害者雇用を行った事業所が申請漏れとならないよう奨励金制度について企業・事業所への周知活動を一層強化していく必要がある。	継続
障害者雇用連絡会：1回開催 障害者就労支援連絡会：1回開催	市内就労支援事業所等と意見交換などを行う連絡会の回数を増やすなど、連携体制の充実が必要である。	拡大・前進
市役所庁舎1階：72回 生涯学習センター：40回 大船駅モノレール改札口：1回 11団体が出店	事業内容の周知。	継続
調達実績：5,898千円	平成30年度（2018年度）の調達実績は、調達目標額の250万円を大きく上回ったが、これは総合防災課の災害対策用非常食購入の3,645千円が大きな要因となっている。令和元年度（2019年度）は、災害対策非常食の購入予定はないため、本年度目標額である300万円達成のためにも、障害福祉課だけではなく、各課への制度周知等が必要である。	継続

事業名称	所管課等	事業内容
障害者就職面接会	商工課 障害福祉課	障害のある求職者が、障害者雇用を希望する企業と面接を行い、一人でも多くの障害者が雇用できるよう、就職面接会をハローワーク藤沢と共に鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、神奈川県との共催で行います。
障害者法定雇用率未達成事業所訪問	商工課 障害福祉課	ハローワーク藤沢の協力を得て、障害者法定雇用率未達成事業所を訪問し、一人でも多くの障害者が就職できるよう、事業所の理解を求めています。
市職員の障害者雇用の推進	職員課 障害福祉課	市役所内に障害者のワークステーションを設置し、庁内の事務作業などを行います。併せて各職場における障害者雇用を推進します。
総合評価競争入札における障害者雇用企業に対する加点	契約検査課	総合評価競争入札の評価項目に「障害者の雇用の有無」を設け、雇用している企業に対し、加点を行います。

平成30年度（2018年度）実績	平成30年度（2018年度）に事業を実施してきた中での課題	令和元年度（2019年度）事業の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢・戸塚障害者合同面接会を開催した。 実施機関：藤沢公共職業安定所 及び戸塚公共職業安定所 開催日時：平成30年（2018年）10月29日 （木）午後1時から午後4時まで 場所：秩父宮記念体育館3階メインアリーナ （藤沢市鶴沼東8-2） 参加者：275人 ・鎌倉市主催により開催 開催日：平成31年（2019年）2月1日 （金） 場所：鎌倉芸術館 参加者：25人 	<p>多くの企業と求職者が参加できるよう、年間の開催回数を増やすなど、開催方法の検討が必要である。</p>	<p>拡大・前進</p>
<p>ハローワーク藤沢職員と共に、市内の障害者法定雇用率未達成事業所を10社訪問し、指導した。</p> <p>訪問日：平成30年（2018年）8月6日（月）～10月11日（木） 訪問企業数：10社</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用状況国集計のタイムラグがあり、指導するにあたって、適切なタイミングで訪問を行うことが難しい。 ・障害者の雇用体制が整備できておらず、困っている事業所が多い。雇用率達成のために事業所への支援が必要である。 	<p>継続</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者事務補助嘱託員採用試験を実施し、合格者2人を平成31年（2019年）4月から採用した。 ・障害者雇用率：2.64%（平成30年（2018年）6月1日） ・ワークステーションにおいて7人の障害者を雇用し、庁内各課からの業務依頼により業務経験を積むことができた。 <p>※詳細は、15ページに記載しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置先の体制に配慮が必要。 ・庁内から多様な業務依頼を集めることと、原課事務室内で行う業務を拡大していくことが必要である。 	<p>継続</p>
<p>平成30年度（2018年度）については、総合評価競争入札を2件実施したが、「障害者の雇用の有無」の評価項目で加点された業者はいなかった。</p>	<p>特になし</p>	<p>継続</p>

(7) 子どもへの支援の充実

①早期発見、早期療育の推進

事業名称	所管課等	事業内容
5歳児すこやか相談の実施	発達支援室	子どもの健やかな成長を支援するために、5歳児すこやか相談を実施し、特別な支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な支援や保護者の相談機会をつくります。
発達相談	発達支援室	子どもの発達の心配や生活上の悩みなどについて、専門職員が関係機関と連携を図りながら、ライフステージに応じた相談と支援を行います。
発達支援システムネットワーク	発達支援室	医療、保健、福祉、教育、労働その他関係機関が相互に緊密な連携をはかり、特別な支援を必要とする子どものライフステージに応じた一貫した支援を行います。
発達支援指導	発達支援室	言語機能、運動発達、知的発達などに支援が必要な子どもに対する言語指導、リハビリ指導、発達指導を行います。
児童発達支援センターにおける支援の実施	発達支援室	発達につまずきのある幼児を対象に、集団生活や遊びを通して、基本的な生活習慣、情緒、社会性等の発達を援助するとともに、保護者への相談支援を実施します。
サポートファイルの活用	発達支援室	特別な支援を必要とする子どもがライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられるよう、保護者と関係機関が子どもの情報を共有するツールであるサポートファイルの周知と有効活用に向けた取組を行います。
発達支援サポートシステムの推進	発達支援室	発達支援に関する理解と具体的な支援技術の向上を目指すサポーター養成講座を実施するとともに、講座受講者の有効活用を図ります。
障害児通所支援事業所情報ブックの配布	障害福祉課	鎌倉市児童通所支援事業所連絡会で作成している「鎌倉市障害児通所支援事業所情報ブック」を配布し、療育を行う放課後等デイサービスなどの利用を検討する際に参考となる市内事業所の情報を広く周知します。
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付	障害福祉課	小児慢性特定疾病児童等の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。
軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助	障害福祉課	障害者総合支援法による補聴器支給の対象とならない軽度・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器購入費用を助成します。

平成30年度（2018年度）実績	平成30年度（2018年度）に事業を実施してきた中での課題	令和元年度（2019年度）事業の方向性
市内在住の5歳児全員に実施：1,145人 決算額：34,042千円	在宅及び市外園利用児の対応については、更に検討が必要。	継続
新規相談：延408人 小児神経科相談：26人	相談内容の複雑化により、対応する職員も幅広い知識や専門性が求められており、職員の専門性の向上の取り組みが必要。	継続
対象ケース：34ケース	法内福祉サービス利用児童については、相談支援事業所で対応しているため、発達支援システムネットワークにおける支援対象の検討が必要である。	継続
<ul style="list-style-type: none"> 発達支援指導 実人数：212人 延人数：2,237人 ひよこグループ 実人数：36人 延人数：80人 	児童発達支援事業所が増え、利用児童が多くなった。法内事業と発達支援指導との併用は行わないことで整理したところである。	継続
実利用児数：30人 延利用児数：4,365人 決算額：72,659千円	施設の運営に関して指定管理者制度の導入を検討する。	継続 (見直し) 【理由】 施設の運営に指定管理者制度の導入を図る。
庁内配架先：障害福祉課及び教育指導課、教育センター等教育委員会各課	庁内関係部署及び関係機関向けの説明会は実施したが、まだ十分に活用されていない。今後、保護者向けの説明会を開催する必要がある。	継続
サポーター養成講座（基礎講座）通年講座：7日間 7講座（延289人） サポーター養成講座（基礎講座）夏期集中講座：3日間 7講座（延417人） フォローアップ講座（基礎講座前講座修了者）：1日間（54人） 決算額：470千円	講座受講修了者の活用については、学級支援員に準じたしくみについて教育委員会と協議し、活用方針についての確認をしたところである。さらに、講座修了者対象にその制度への参加意向調査アンケートを既に実施しており、平成31年度（2019年度）からは実施要領に基づき、講座受講修了者に学校現場で活動してもらうこととしている。	継続
相談支援事業所連絡会での配布や窓口等で配架、配布した。	特になし	継続
実績なし	事業内容の周知。	継続
件数：9件 決算額：1,243千円	事業内容の周知。	継続

②障害特性に応じた保育、教育の充実

事業名称	所管課等	事業内容
障害児保育の推進	保育課	障害のある子どもの状態に応じて、認定こども園、幼稚園及び保育園での集団生活の中で、お互いの理解を深め協力しながら育ていけるよう関係機関と連携し、障害児保育を進めます。
障害児の子どもの家への受入れ	青少年課	子どもの家の利用を希望する障害児を受け入れます。受入れに伴う体制整備など、環境を整えます。
巡回相談事業	発達支援室	幼稚園、保育園、認定こども園などに専門職が訪問して、発達に支援が必要な子どもの相談と助言を行います。
保育所等訪問支援	発達支援室	障害のある子どもが集団生活を営む保育園、幼稚園及び子どもの家などに専門職が訪問し、集団生活適応のための本人や職員に対する支援を行います。
特別支援保育運営費補助金の交付	発達支援室	特別な支援を必要とする子どもを積極的に受け入れる体制整備の促進のため、市内の幼稚園、認定こども園、私立保育所における特別な支援を必要とする子どもの保育にかかる運営費について補助金を交付します。
特別支援教育の推進	教育指導課	障害のあるなしに関わらず、様々な課題を抱えた児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通して必要な支援を行います。
特別支援学級の充実	教育指導課	障害のある児童生徒を対象に、それぞれに対応した教育課程により指導を行います。小学校、中学校全校に設置します。

平成30年度（2018年度）実績	平成30年度（2018年度）に事業を実施してきた中での課題	令和元年度（2019年度）事業の方向性
公立保育園：5園 42人 民間保育園：14園 29人	統合保育の実施にあたり、障害児の加配配置保育士の確保が困難であること。	継続
受入施設数：5施設 受入人数：14人	障害児を受け入れるための施設整備及び障害児の対応に関して理解を深める必要がある。	継続
118回（延331人）	幼稚園、保育園、認定こども園など地域における障害のある子どもの受け入れが進んでおり、巡回相談のニーズも高まっている。そのため、ニーズに応じていくための体制整備が必要。	継続
実利用児数：3人（延28人）	対象施設へ事業の理解を図ることが必要。対象児童の範囲拡大に向けて体制整備も含めた検討が必要。	継続
交付園：10園 実人数：33人（延373人） 決算額：7,318千円	特になし	継続
「鎌倉市特別支援教育推進計画」の策定をし、全教職員に周知と研修会の実施。	インクルーシブ教育の理念、合理的配慮の考え方、対応などについて研修していく必要がある。	継続
知的、自閉症・情緒障害 ：小学校10校、中学校8校 肢体不自由：小学校1校、中学校1校 弱視：小学校1校 病弱・身体虚弱：小学校1校 難聴：小学校1校	地域の学校への就学希望者の増加、医療的ケアの療育的支援の増加、障害種別の多様化などにより、支援級担任教員のみでの対応が難しくなっている。	継続

事業名称	所管課等	事業内容
就学相談	教育指導課	特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの、教育的ニーズを的確に把握することに努めます。また、保護者の理解と協力を得るために就学相談を行います。
学級介助員の配置及び学級支援員の派遣	教育指導課	特別支援学級及び通常学級に在籍の児童生徒の学校生活における生活支援を行います。
スクールアシスタントの配置	教育指導課	教員免許を有する非常勤嘱託員が、小学校通常学級に在籍している支援を必要とする児童に対して、授業中の学習面での支援を行います。
特別支援教育巡回相談員	教育指導課	心理面・発達障害等の専門知識を有する相談員が、支援を必要とする児童生徒の実態把握、適切な支援についての助言、校内支援体制整備への助言を行います。
言語・難聴通級指導教室（ことばの教室）	教育指導課	ことばやきこえに支援や特別な訓練が必要な児童を対象に、個別指導を行います。
機能訓練	教育指導課	保護者や関係機関との連携の中、肢体不自由児童・生徒の運動機能を維持するための訓練を行います。
情緒通級指導教室	教育指導課	人間関係づくりや集団参加を苦手とする児童を対象に、社会性を身につけるため、少人数グループのソーシャルスキルトレーニングを行います。
教育相談体制の充実	教育センター	様々な支援を必要とする児童生徒に、きめ細かな対応を行うため、小中学校へのスクールカウンセラー（心理）やスクールソーシャルワーカー（福祉）の配置を進めます。

平成30年度（2018年度）実績	平成30年度（2018年度）に事業を実施してきた中での課題	令和元年度（2019年度）事業の方向性
就学相談：171ケース	教育相談の多様化、教育的ニーズの多様化に対応するのが難しい状況となっている。	継続
学級介助員：37人 学級支援員：11,000時間	人的支援を増やしているが、追いつかない現状がある。通常級においても、個別の支援が必要な児童生徒が増加している。	拡大・前進
スクールアシスタント：16人（全校に配置）	スクールアシスタントの更なる有効活用について工夫していく。	継続
特別支援教育巡回相談員（臨床心理士）：2人	巡回相談の希望時期に偏りがあり、学校の希望に対応するのが難しい時期がある。	継続
小学校3校に設置 ことばの教室：155人 きこえの教室：2人	通級希望者の増加により、通級児童数に対して、教員数、教室数が不足している状況にある。	拡大・前進
<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士：2人 ・対象児童生徒数 肢体不自由学級：10人 	学校教育において、個に応じた支援をしていく中で、引き続き必要性のある児童生徒について対応していく必要がある。	継続
小学校1校に設置 つどいの教室：75人	通級希望者の増加により、通級児童数に対して、教員数、教室数が不足している状況にある。	拡大・前進
小学校16校に月1回の教育相談員を派遣した。中学校9校に週1回年間245時間、スクールカウンセラーを配置（県事業）。スクールカウンセラーの勤務日のうち、月半日程度小学校に訪問し相談活動を行った。市で年間72日、県で年間35日スクールソーシャルワーカーが勤務し、要請に応じて学校に派遣した。	相談のニーズがあるが、月に1回の派遣では定着が困難な面もあった。派遣日の増に向けて調整中である。	継続

第4章 第5期鎌倉市障害福祉サービス計画

1 障害福祉サービスの成果目標及び実績

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国が示した基本指針に即して、必要な障害福祉サービスや障害児通所支援などの提供体制の確保に向けた成果目標を設定しています。

成果目標は、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）までの3年間にかかる数値等の目標で、最終年度である令和2年度（2020年度）を目標年度としています。

平成30年度（2018年度）の数値目標及び現状については以下のとおりです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、施設入所者のうち、地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する人の目標値を設定しています。

《福祉施設から地域生活への移行者数》

【基本指針に定める目標値】

令和2年度（2020年度）末において、平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活（グループホーム、一般住宅等）へ移行する。

ア 課題

- ・住宅を含め受け入れ先の確保及び受け入れ後の支援体制が整っていない。
- ・地域移行支援の利用促進。
- ・重度障害者や医療的ケア、強度行動障害など、専門性の高い支援が必要な障害者の対応が出来るグループホームがない等。

イ 本市の成果目標

項目	数値	備考
平成28年度（2016年度）末の施設入所者数（A）	115人	
【目標】 令和2年度（2020年度）末の地域生活移行者数（B）	11人	（A）のうち、9.6%が地域生活へ移行する

ウ 現状

項目	数値	備考
平成30年度（2018年度）末の施設入所者数	114人	

《施設入所者数の削減》

【基本指針に定める目標値】

令和2年度（2020年度）末の施設入所者数を平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者数から2%以上削減する。

ア 課題

- ・住宅を含め受け入れ先の確保及び受け入れ後の支援体制が整っていない。
- ・地域移行支援の利用促進。
- ・重度障害者や医療的ケア、強度行動障害など、専門性の高い支援が必要な障害者の対応が出来るグループホームがない等。

イ 本市の成果目標

項目	数値	備考
新たな施設入所者数（C）	8人	令和2年度（2020年度）末までに新たに施設入所が必要な利用者数見込
令和2年度（2020年度）末の施設入所者数（D）	112人	令和2年度（2020年度）末の利用者数見込（A-B+C）
【目標】 施設入所者数削減見込（E）	3人	差引減少見込数（A-D）

ウ 現状

項目	数値	備考
平成30年度（2018年度） 新たな施設入所者数	5人	
平成30年度（2018年度）末の 施設入所者数	114人	
平成30年度（2018年度） 地域生活移行者数	1人	死亡者や介護保険制度へ移行した者は含みません。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置が求められています。

【基本指針に定める目標値】

令和 2 年度（2020 年度）末までに、全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

ア 課題

- ・ 神奈川県においても設置を進めている、関係者による協議の場との協議内容や役割などの精査が必要。

イ 本市の成果目標

令和 2 年度（2020 年度）末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

ウ 現状

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に向け、鎌倉市障害者支援協議会の専門部会に精神保健福祉部会を平成 30 年度（2018 年度）より設置し、精神障害者に関する地域課題を抽出、協議しています。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害者等が地域で安心して暮らしていけるよう、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して担う体制等の整備を推進していきます。

【基本指針に定める目標値】

地域生活支援拠点等について、令和 2 年度（2020 年度）末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備する。

地域生活支援拠点等の整備にあたって求められる機能

- 相談（地域移行、親元からの自立など）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホームなど）
- 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性、対応力向上など）
- 専門性（人材の確保・養成、連携など）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置など）

ア 課題

- ・利用者、家族を取り巻く専門職や地域住民に対しての拠点等の理解促進や課題の共有。
- ・重度障害者や医療的ケア、強度行動障害など、専門性の高い支援が必要な障害者の対応が出来る地域の社会資源がない。
- ・看護師の配置等専門職の人材確保が難しい。
- ・機能を検討していく上で、障害別のニーズ把握が必要。

イ 本市の成果目標

- ・令和 2 年度（2020 年度）末までに地域生活支援のための拠点等を 1 つ整備します。

ウ 現状

鎌倉市障害者支援協議会における検討（全体会での意見交換、地域生活支援部会での調査、検討）や圏域ネットワーク会議における検討、相談支援事業所連絡会における意見交換、事例検討等を行い、本市の地域生活支援拠点に求められる機能について協議を重ねました。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労支援施設等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を利用して一般就労する人や、就労定着支援事業を利用した人の職場定着率について、目標値を設定しています。

《福祉施設から一般就労への移行者数》

【基本指針に定める目標値】

令和2年度（2020年度）中の一般就労への移行者数を、平成28年度（2016年度）の移行者数の1.5倍以上とする。

ア 課題

- ・利用者にあった就職先の情報を提供出来るよう、サービス提供事業所や相談支援専門員、関係機関との連携強化等。
- ・障害者の雇用体制が整備できておらず障害者雇用に困難を抱える事業所への支援。
- ・障害者雇用に取り組む事業所への一層の情報提供と雇用義務非該当事業所への啓発。

イ 本市の成果目標

項目	数値	備考
平成28年度（2016年度）の一般就労移行者数	19人	
【目標】 令和2年度（2020年度）の一般就労への移行者数	29人	平成28年度（2016年度）の移行者数の1.5倍以上

ウ 現状

項目	数値	備考
平成30年度（2018年度）の一般就労移行者数	30人	

参考 本市の一般就労移行者実績数の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
一般就労移行者実績数	19人	22人	30人
うち市内の就労移行支援事業所利用者一般就労移行者実績数	7人	7人	4人

《就労移行支援事業の利用者数》

【基本指針に定める目標値】

就労移行支援事業の利用者数について、令和2年度（2020年度）末における利用者数が平成28年度（2016年度）末の利用者数から2割以上増加する。

ア 課題

- ・就労移行支援事業所と各関係機関との連携強化等。

イ 本市の成果目標

項目	数値	備考
平成28年度（2016年度）末の 就労移行支援事業の利用者数	39人	
【目標】 令和2年度（2020年度）末の 就労移行支援事業の利用者数	47人	平成28年度（2016年度）末から 2割以上増加

ウ 現状

項目	数値	備考
平成30年度（2018年度）末の 就労移行支援事業の利用者数	44人	

参考 本市の就労移行支援事業所利用者数の推移

	平成28年度 （2016年度）	平成29年度 （2017年度）	平成30年度 （2018年度）
就労移行支援事業所利用者数	39人	37人	44人

各年3月31日現在

《就労移行支援事業所ごとの就労移行率》

【基本指針に定める目標値】

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

ア 課題

- 就労移行支援の利用促進。
- 事業所間で就労移行率の差が大きく、事業所毎の課題把握。

イ 本市の成果目標

項目	数値	備考
【目標】 就労移行率が3割以上の事業所の割合	5割	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上

ウ 現状

項目	数値	備考
就労移行率が3割以上の事業所の割合	2割	市内就労移行支援事業所5事業所のうち1事業所が就労移行率3割以上

《就労定着支援事業所による支援開始時点から1年後の職場定着率》

【基本指針に定める目標値】

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする。

ア 本市の成果目標

項目	数値	備考
【目標】 令和2年度（2020年度）における職場定着率	8割	令和元年度（2019年度）に就労定着支援の利用を開始した人のうち、1年後に職場定着している人の割合が8割以上

イ 現状

次年度以降、報告の対象となります。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

《児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築》

【基本指針に定める目標値】

平成32年度（2020年度）末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置する。

【本市の状況、今後の考え方】

- ・本市においては、児童発達支援センターあおぞら園を運営しており、福祉型児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業を実施しています。今後は、児童発達支援センターの機能として地域支援や保護者支援等の機能拡充を図っていきます。

[現状・課題]

児童発達支援センターは市内1箇所（あおぞら園）設置されている。

児童発達支援センターの機能として、地域の障害児やその家族に対する相談支援、他の児童発達支援を提供する事業所への援助・助言等については実施できていない。地域の障害児の相談支援や地域支援については、発達支援室として行っている。

《保育所等訪問支援を利用できる体制の構築》

【基本指針に定める目標値】

平成32年度（2020年度）末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【本市の状況、今後の考え方】

- ・本市においては、保育所等訪問支援を実施している事業所は児童発達支援センターあおぞら園1箇所のみとなっており、センター利用児童の移行支援を実施しています。今後は、障害のある子どもが地域で集団生活を送ることが出来るように、実施対象者の拡大を図っていきます。

[現状・課題]

- ・あおぞら園において、保育所等訪問支援の専任職員はいないため、利用対象児童を限定して実施しており、対象の拡大を図るためには体制等の整備が必要である。
- ・この事業を効果的に実施するためには、訪問先（幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校等）の理解と協力が不可欠であり、事業の周知が必要である。
- ・保育所等訪問支援を実施する事業所は、令和元年（2019年）から2箇所（あおぞら園、学びの基地 御成教室）となっている。

《重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保》

【基本指針に定める目標値】

平成 32 年度（2020 年度）末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 箇所以上確保する。

【本市の状況、成果目標】

- 本市においては、児童発達支援について現在 2 箇所で開催中の重症心身障害児の受け入れ・対応を行っています。また、児童の状況に応じて個別に受け入れ・対応を行っている事業所もあります。
- 放課後等デイサービスについては、重症心身障害児の受け入れが可能な事業所の設置を支援します。

【現状・課題】

- 平成 30 年度（2018 年度）に由比ガ浜こどもセンターの一部を民間事業者に賃貸借し、重症心身障害児及び医療的ケア児の受け入れ可能な事業所を選定した。このことで、市内において重症心身障害児の受け入れ可能な児童発達支援事業所が 3 箇所（小さき花の園、あおぞら園、ADDS kids 1st 鎌倉）、放課後等デイサービス事業所が 1 箇所（ミライエ鎌倉）となっている。目標値は達成しているものの、利用可能な社会資源は限られている。
- 医療的ケアに必要な重症心身障害児の受け入れには、看護師の配置が必須であるが報酬(給付費)に看護職員配置加算等の制度はあるものの事業者の人員費負担が大きい。

《医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置》

【基本指針に定める目標値】

医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度（2018 年度）末までに各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。

【本市の成果目標】

- ・平成 30 年度（2018 年度）末までに、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。

【現状】

- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について、医療的ケア児と関わりのある各課間で、本市の医療的ケア児への支援体制及び課題の把握を行った。その上で、発達支援室が所管する発達支援システムネットワーク関連会議を令和元年度（2019 年度）からその協議の場とすべく、「鎌倉市発達支援システムネットワーク設置要綱」の一部改正の準備を進め、令和元年度（2019 年度）に要綱改正を行い、同会議を協議の場として位置づけを行った。今後は、協議の場にて本市の医療的ケア児の課題の把握等を行っていく。

2 障害福祉サービス等の実施状況

(1) 訪問系サービス

見込量及び一月（各年度の3月）当たりの実績

事業名	平成30年度（2018年）		計画対比
	見込量	実績	
居宅介護等訪問サービス（①～⑤）	5,835 時間/月	4,811.3 時間/月	82.5%
	246 人/月	253 人/月	102.8%
①居宅介護	4,150 時間/月	3,486.8 時間/月	84.0%
	180 人/月	187 人/月	103.9%
②重度訪問介護	300 時間/月	74 時間/月	24.7%
	2 人/月	1 人/月	50.0%
③同行援護	1,000 時間/月	797 時間/月	79.7%
	40 人/月	35 人/月	87.5%
④行動援護	385 時間/月	453.5 時間/月	117.8%
	24 人/月	30 人/月	125.0%
⑤重度障害者等包括支援	0 時間/月	0 時間/月	0.0%
	0 人/月	0 人/月	0.0%

参考 本市の訪問系サービス種類別事業者数

- 居宅介護事業所：31 箇所 ●同行援護事業所：10 箇所
- 行動援護事業所：3 箇所 ●重度障害者等包括支援：0 箇所
- 重度訪問介護事業所：30 箇所

※ 平成30年度（2019年度）は提供実績なし。上記の実績は、市外の事業所になります。
（平成30年（2018年）4月現在の「障害福祉情報サービスかながわ」によります。）

(2) 日中活動系サービス

見込量及び一月（各年度の3月）当たりの実績

見込量 延人日/月：月の利用見込人数×月の平均利用日数
実績 人日：1か月当たりの延べ利用日数

事業名	平成30年度（2018年）		計画対比	
	見込量	実績		
①生活介護	7,300 延人日/月	6,518 人日/月	89.3%	
	365 人/月	345 人/月	94.5%	
②自立訓練	機能訓練	45 延人日/月	0 人日/月	0.0%
		3 人/月	0 人/月	0.0%
	生活訓練	270 延人日/月	235 人日/月	87.0%
		27 人/月	29 人/月	107.4%
③就労移行支援	1,020 延人日/月	680 人日/月	66.7%	
	60 人/月	44 人/月	73.3%	
④就労継続支援	A型	1,060 延人日/月	653 人日/月	61.6%
		53 人/月	34 人/月	64.2%
	B型	3,675 延人日/月	3,520 人日/月	95.8%
		245 人/月	245 人/月	100.0%
⑤就労定着支援 新設	4 人/月	16 人/月	400.0%	

事業名		平成 30 年度（2018 年）		計画対比
		見込量	実績	
⑥療養介護		18 人/月	15 人/月	83.3%
⑦短期入所 （ショートステイ）	福祉型	700 延人日/月	639 人日/月	91.3%
		100 人/月	100 人/月	100.0%
	医療型	50 延人日/月	36 人日/月	72.0%
		10 人/月	6 人/月	60.0%
	合計	750 延人日/月	675 人日/月	90.0%
		110 人/月	106 人/月	96.4%

参考

【サービス利用者の利用先】

平成 30 年度実績数（平成 31 年（2019 年）3 月の利用者実人数）の利用先を記載しています。

なお、利用者が複数の事業所を利用する場合、その全てでカウントしています。

【市内事業所】

定員数は、平成 30 年（2018 年）4 月現在の「障害福祉情報サービスかながわ」によります。

●生活介護

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	180 人（身体 20 人、知的 160 人）
市外の事業所利用者数	179 人（身体 26 人、知的 152 人、精神 1 人）

【市内事業所（定員総数：302 人）】

事業所名	定員	主たる対象
鎌倉薫風	50 人	肢体不自由、知的
小さき花の園在宅サービス支援部	21 人	肢体不自由
すてっぴ鎌倉ときわ	10 人	身体、知的
第三レスカル （平成 30 年（2018 年）11 月末日廃止）	6 人	精神
鎌倉清和園	50 人	知的
鎌倉由比	20 人	知的
日日クラブ	20 人	知的
障害者生活支援センター鎌倉清和	40 人	肢体不自由、知的
山崎薫風	20 人	知的
鎌倉わかみや	30 人	知的
鎌倉はまなみ	15 人	知的
わんびいさん	20 人	肢体不自由、知的

●自立訓練（生活訓練）

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	17人（知的2人、精神15人）
市外の事業所利用者数	12人（知的1人、精神11人）

【市内事業所（定員総数：13人）】

事業所名	定員	主たる対象
みらいの種	7人	精神
トライフル鎌倉	6人	知的、精神

●就労移行支援

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	23人（身体3人、知的9人、精神11人）
市外の事業所利用者数	21人（身体1人、知的3人、精神17人）

【市内事業所（定員総数：72人）】

事業所名	定員	主たる対象
笑ん座カフェ	6人	知的、精神
富士ソフト企画 就職予備校	20人	精神
就労移行支援事業所 工房ひしめき （平成31年（2019年）3月末日廃止）	6人	知的
トライフル鎌倉	20人	知的
就労サポートセンターねくすと	20人	精神

●就労継続支援

A型事業所

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	20人（知的13人、精神7人）
市外の事業所利用者数	14人（身体1人、知的5人、精神8人）

【市内事業所（定員総数：72人）】

事業所名	定員	主たる対象
ワークセンターかまくら愛の郷	12人	肢体不自由、聴覚・言語障害、知的、精神
Biz パートナー大船	18人	特定なし
ピースウェーブ	15人	聴覚・言語障害、内部障害、知的、精神
障害者雇用開発ネットワークカービー	10人	知的
ココピアワークス鎌倉 （平成30年（2018年）6月1日指定）	17人	精神

B型事業所

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	195人（身体3人、知的73人、精神119人）
市外の事業所利用者数	53人（身体1人、知的20人、精神32人）

【市内事業所（定員総数：298人）】

事業所名	定員	主たる対象
りっしん洞	20人	精神
鎌倉薫風	10人	肢体不自由、知的
れざみ	20人	精神
Workshopレスカル	34人	精神
笑ん座カフェ	20人	知的、精神
すてっぴ鎌倉ときわ	10人	身体、知的
ジャックと豆の木	20人	精神
就労継続支援（B型）事業所工房ひしめき	34人	知的
道工房	20人	精神
みらいの種	10人	精神
もっこす	20人	特定なし
青い麦の家	20人	精神
鎌倉はまなみ	10人	知的
アトリエそらのいろ	20人	知的
かまくらふれんず	10人	精神
らばんステップ	20人	肢体不自由、知的、精神

令和元年度（2019年度）新規

事業所名	定員	主たる対象
ココピアワークス鎌倉 （令和元年（2019年）5月1日指定）	15人	特定なし

●就労定着支援

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	5人（知的1人、精神4人）
市外の事業所利用者数	11人（知的2人、精神9人）

【市内事業所】

事業所名	主たる対象
就労サポートセンターねくすと	精神

令和元年度（2019年度）新規

事業所名	主たる対象
富士ソフト企画 就職予備校 （令和元年（2019年）4月1日指定）	精神

●療養介護

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	4人（身体4人）
市外の事業所利用者数	11人（身体9人、知的2人）

【市内事業所（定員総数：72人）】

事業所名	定員	主たる対象
小さき花の園	72人	特定なし

●短期入所（福祉型）

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	75人（身体2人、知的65人、精神1人、障害児7人）
市外の事業所利用者数	40人（身体7人、知的25人、精神3人、障害児5人）

【市内事業所（定員総数：16人＋空床型）】

事業所名	定員	主たる対象者
ショートステイパイル	8人	身体、知的、障害児
小さき花の園	空床型	知的、障害児
鎌倉清和園	4人	知的
障害者生活支援センター鎌倉清和	4人	身体、知的
鈴木病院短期入所事業所 （平成31年（2019年）1月1日指定）	空床型	身体、知的、精神

【共生型サービスについて】

介護保険サービス事業所等による共生型障害福祉サービス等事業所の指定状況

市内	県内
0事業所	11事業所

（資料）県障害サービス課

障害福祉サービス等事業所による共生型介護保険サービス事業所の指定状況

市内	県内
0事業所	8事業所

（資料）介護情報サービスかながわ

令和元年（2019年）7月30日現在

(3) 居住系サービス

見込量及び一月（各年度の3月）当たりの実績

事業名	平成30年度（2018年）		計画対比
	見込量	実績	
①自立生活援助 新設	2人/月	0人/月	0.0%
②共同生活援助 （グループホーム）	120人/月	132人/月	110.0%
	26箇所	26箇所	100.0%
③施設入所支援	114人/月	114人/月	100.0%

参考

【サービス利用者の利用先】

平成30年度実績数（平成31年（2019年）3月の利用者実人数）の利用先を記載しています。

なお、利用者が複数の事業所を利用する場合、その全てでカウントしています。

【市内事業所】

定員数は、平成30年（2018年）4月の「障害福祉情報サービスかながわ」によります。

●共同生活援助

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	79人（身体2人、知的59人、精神18人）
市外の事業所利用者数	53人（知的39人、精神14人）

【市内事業所（定員総数：128人）】

事業所名	定員	主たる対象
第一清和ホーム	7人	知的
第二清和ホーム	4人	知的
第三清和ホーム	4人	知的
五所神社前レジデンス	6人	精神
びびら	5人	精神
虹の子ハウス「グラッシーズ」	6人	知的
虹の子ハウス「ダンデライオン1」	2人	知的
虹の子ハウス「ダンデライオン2」	2人	知的
かほんの丘	6人	精神
ビーンズ	6人	精神
グループホーム新星（女性用）	4人	知的
グループホーム明星（男性用）	4人	知的
グループホームエール（男性用）	6人	知的
グループホームぼらん（女性用）	4人	身体、知的、肢体不自由
グループホーム小袋谷第一（男性用）	5人	知的
グループホーム小袋谷第二（女性用）	5人	知的
グループホーム小袋谷第三（女性用）	5人	知的
グループホーム小袋谷第四（男性用）	5人	知的

事業所名	定員	主たる対象
松毬（まつぼっくり）の家（男性用）	6人	知的
木犀（もくせい）の家（女性用）	6人	知的
木蓮の家（女性用）	5人	知的
大手毬の家	7人	知的
山桜の家（男性用）	5人	知的
コンプリオ	4人	知的
ハーゼ	5人	知的、精神
グループホームオハナ	4人	知的

●施設入所支援

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	23人（知的23人）
市外の事業所利用者数	91人（身体19人、知的72人）

【市内事業所（定員総数：50人）】

事業所名	定員	主たる対象
鎌倉清和園	50人	知的

（4）相談支援

①見込量及び一月（各年度の3月）当たりの実績

②③見込量及び年間の実績

	平成30年度（2018年度）		計画対比
	見込量	実績	
①計画相談支援	220人/月	209人/月	95.0%
※平成30年度 （2018年度）3月の 計画相談支援導入者数	—	921人	—
②地域移行支援	2人/年	2人/年	100.0%
③地域定着支援	2人/年	0人/年	0.0%

参考**【サービス利用者の利用先】**

平成 30 年度実績数（平成 31 年（2019 年）3 月の利用者実人数）の利用先を記載しています。

なお、利用者が複数の事業所を利用する場合、その全てでカウントしています。

【市内事業所】

定員数は、平成 30 年（2018 年）4 月の「障害福祉情報サービスかながわ」によります。

●計画相談支援

【本市の相談支援事業所名及び相談支援専門員数（相談員数は平成 30 年（2018 年）6 月時点）】

事業所名	相談員数	事業所名	相談員数
地域生活サポートセンター とらいむ	5 人	みどりの園鎌倉	1 人
キャロットサポートセンター	1 人	小さき花の園	3 人
鎌倉地域支援室	6 人	相談支援事業所 ひびき鎌倉山	2 人
あさひ訪問看護・介護ステーション	2 人	鎌倉やまなみ相談支援事業所	1 人
ハーモニー	4 人	虹の子相談支援事業所	2 人
相談支援事業所 麦の穂	2 人	鎌倉市発達支援室	4 人
ツクイ鎌倉	1 人		

●地域移行支援・地域相談支援

【市内事業所】

事業所名	主たる対象
地域生活サポートセンター とらいむ	精神
キャロットサポートセンター	知的
鎌倉地域支援室	特定なし
あさひ訪問看護・介護ステーション	特定なし

3 障害児通所支援等の実施状況

(1) 障害児通所支援

見込量及び一月（各年度の3月）当たりの実績

見込量 延人日/月：月の利用見込人数×月の平均利用日数

実績 人日：1か月当たりの延べ利用日数

事業名	平成30年度（2018年）		計画対比
	見込量	実績	
①児童発達支援	815 延人日/月	698 人日/月	85.6%
	74 人/月	72 人/月	97.3%
②医療型児童発達支援	0 延人日/月	0 人日/月	0.0%
	0 人/月	0 人/月	0.0%
③放課後等デイサービス	2,640 延人日/月	2,606 人日/月	98.7%
	220 人/月	203 人/月	92.3%
④保育所等訪問支援	8 延人日/月	10 人日/月	125.0%
	4 人/月	3 人/月	75.0%
⑤居宅訪問型児童発達支援 新設	0 延人日/月	0 人日/月	0.0%
	0 人/月	0 人/月	0.0%

参考

【サービス利用者の利用先】

平成30年度実績数（平成31年（2019年）3月の利用者実人数）の利用先を記載しています。

なお、利用者が複数の事業所を利用する場合、その全てでカウントしています。

【市内事業所】

定員数は、平成30年（2018年）4月現在の「障害福祉情報サービスかながわ」によります。

●児童発達支援

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用児数	69人
市外の事業所利用児数	24人

【市内事業所（定員総数：100人）】

事業所名	定員	事業所名	定員
学びの基地 御成教室	5人	鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園	30人
鎌倉発達支援室・自立の学校	10人	鎌倉こども学園「チューリップ」	10人
鎌倉あけぼの園	10人	小さき花の園在宅サービス支援部	5人
ADDS Kids 1st 鎌倉	10人	のびの木大船 (平成30年(2018年)5月1日指定)	10人
放課後等デイサービス モコモコ (平成30年(2018年)9月末日廃止)	10人		

令和元年度（2019年度）新規

事業所名	定員	事業所名	定員
湘南こども村 やまぶき (平成31年(2019年)4月1日指定)	10人	のびの木ゆきのした (令和元年(2019年)8月1日指定)	10人

●放課後等デイサービス

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用児数	400人
市外の事業所利用児数	62人

【市内事業所（定員総数：145人）】

事業所名	定員	事業所名	定員
放課後等デイサービス グローブ	10人	のんびりスペース大船	10人
れいんぼーびい	10人	鎌倉あけぼの園	10人
はっぴーわん	10人	障害児活動支援センター	10人
学びの基地 御成教室	5人	鎌倉こども学園「チューリップ」	10人
鎌倉発達支援室・自立の学校	10人	ぐるんぱ	10人
e-キッズひろば大船	20人	ミライエ鎌倉	10人
のびの木大船 (平成30年(2018年)5月1日指定)	10人	放課後等デイサービス モコモコ (平成30年(2018年)9月末日廃止)	10人

令和元年度（2019年度）新規

事業所名	定員	事業所名	定員
湘南こども村 やまぶき (平成31年(2019年)4月1日指定)	10人	のびの木ゆきのした (令和元年(2019年)8月1日指定)	10人

●保育所等訪問支援

事業所名
鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園

令和元年度（2019年度）新規

事業所名
学びの基地 御成教室 (平成31年(2019年)4月1日指定)

(2) 障害児相談支援

見込量及び一月（各年度の3月）当たりの実績

	平成30年度（2018年度）		計画対比
	見込量	実績	
障害児相談支援	50人/月	47人/月	94.0%
※平成30年度 (2018年度)3月の 計画相談支援導入者数	—	300人	—

参考 本市の障害児相談支援事業所名及び相談支援専門員数（相談員数は平成30年（2018年）6月時点）

事業所名	相談員数	事業所名	相談員数
地域生活サポートセンター とらいむ	5人	小さき花の園	3人
キャロットサポートセンター	1人	相談支援事業所 ひびき鎌倉山	2人
鎌倉地域支援室	6人	鎌倉やまなみ相談支援事業所	1人
ハーモニー	4人	虹の子相談支援事業所	2人
みどりの園鎌倉	1人	鎌倉市発達支援室	4人
あさひ訪問看護・介護ステーション (平成30年(2018年)4月事業廃止)	2人	ADDS Kids 1st 鎌倉 (平成31年(2019年)2月1日指定)	1人

4 地域生活支援事業の実施状況

(1) 必須事業

事業名	平成 30 年度 (2018 年)		計画対比	
	見込量	実績		
①理解促進研修・啓発事業	実施	実施	—	
②自発的活動支援事業	実施	未実施	—	
③相談支援事業	障害者相談支援事業	3 箇所	3 箇所	100.0%
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	—
	住宅入居等支援事業	実施	実施	—
④成年後見制度利用支援事業	2 人/年	7 人/年	350.0%	
⑤成年後見制度法人後見支援制度	実施	実施	—	
⑥意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	120 回/年	218 回/年	181.7%
	要約筆記者派遣事業	60 回/年	159 回/年	265.0%
	手話通訳者設置事業	0.5 人/日	0.5 人/日	100.0%
⑦日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	15 件/年	4 件/年	26.7%
	自立生活支援用具	20 件/年	11 件/年	55.0%
	在宅療養等支援用具	40 件/年	13 件/年	32.5%
	情報・意思疎通支援用具	30 件/年	15 件/年	50.0%
	排泄管理支援用具	3,000 件/年	3,536 件/年	117.9%
	居宅生活動作補助用具	3 件/年	1 件/年	33.3%
⑧手話奉仕員養成研修事業 (養成講習修了者数)	70 人	43 人	61.4%	
⑨移動支援事業	490 人	433 人	88.4%	
	31,850 時間/年	29,120 時間/年	91.4%	
⑩地域活動支援センター機能強化事業	11 箇所	11 箇所	100.0%	
	250 人	176 人 (※ I 型を除く)	70.4%	

参考 相談支援事業 平成 30 年度（2018 年度）年間相談支援事業実績

【委託相談支援（一般相談）を利用している障害児者等の実人数】

	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他	合計
障害者	35 人	0 人	72 人	412 人	31 人	3 人	12 人	565 人
障害児	1 人	0 人	10 人	0 人	1 人	0 人	0 人	12 人
合計	36 人	0 人	82 人	412 人	32 人	3 人	12 人	577 人

※ 障害児者の人数については、重複障害の場合、主な障害種別でカウントしています。

【支援方法（延べ件数）】

訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	合計
210 件	561 件	92 件	2,216 件	36 件	70 件	1,089 件	68 件	4,342 件

【支援内容（延べ件数・重複あり）】

支援内容	件数
福祉サービスの利用等に関する支援	1,702 件
障害や病状の理解に関する支援	1,493 件
健康・医療に関する支援	1,102 件
不安の解消・情緒安定に関する支援	1,126 件
保育・教育に関する支援	131 件
家族関係・人間関係に関する支援	970 件
家計・経済に関する支援	366 件
生活技術に関する支援	830 件
就労に関する支援	646 件
社会参加・余暇活動に関する支援	363 件
権利擁護に関する支援	169 件
その他	239 件
合計	9,137 件

※ 鎌倉市委託相談支援事業所（鎌倉地域支援室、キャロットサポートセンター、地域生活支援センターとらいむ）の月次報告の合計

参考 本市の地域活動支援センター事業所

事業所名		定員	契約者数	契約者数の内訳
I型	キャロットサポートセンター	※延べ利用者数：4,981人		
	地域生活サポートセンターとらいむ	※延べ利用者数：3,961人		
II型	虹の子作業所	20人	23人	知的：23人
III型	NPO法人スローライフ 障害者地域活動支援センター	10人	19人	身体：9人 知的：2人 精神：7人 その他：1人
	特定非営利活動法人ひがし 鎌倉市地域活動支援センター	12人	16人	身体：6人 知的：1人 精神：7人 その他：2人
	特定非営利活動法人よあけ	10人	18人	身体：11人 知的：2人 精神：3人 その他：2人
	地域活動支援センターひかり	10人	13人	身体：10人 知的：1人 精神：2人
	地域活動支援センター「ぶどうの木」	13人	13人	身体：1人 知的：11人 精神：1人
	地域活動支援センターIII型 サンタ・ハウス	10人	12人	知的：9人 その他：3人
	地域活動支援センター麦の穂	10人	14人	精神：14人
	倶楽部「道」	10人	48人	身体：1人 知的：1人 精神：46人

<地域活動支援センターについて>

I型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進をはかるための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。

II型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

III型：地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている事業所。このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設されることもある。

(2) その他実施する事業（市任意事業）

事業名	平成30年度（2018年）		計画対比	
	見込量	実績		
①訪問入浴サービス事業	400回/年	352回/年	88.0%	
②日中一時支援事業	150回/年	81回/年	54.0%	
③巡回支援専門員整備	140回/年	118回/年	84.3%	
④点字・声の広報等発行	45回/年	21回/年	46.7%	
⑤障害者虐待 防止対策支援	緊急一時保護の 体制整備	10日/年	13日/年	130.0%
	専門性の強化のための 職員配置	1人（専門職）	1人	100.0%

第5章 鎌倉市障害者福祉計画の進行管理

1 障害者福祉計画推進会議、障害者福祉計画推進委員会

市では、計画の進捗状況などを把握するため、毎年度、「鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書」を作成しています。

この報告書を作る過程において、庁内においては関係課の委員で構成する「鎌倉市障害者福祉計画推進会議」で進捗状況についての確認などを行い、分析、評価、計画の見直しなどの検討を行います。

さらに、外部の学識経験者、関係機関、福祉団体、市民などで構成する「鎌倉市障害者福祉計画推進委員会」でも同様に進捗状況を確認し、分析、評価、計画の見直しなどの検討を行います。実際に計画内容を見直す場合は、「鎌倉市障害者福祉計画推進委員会」で決定することとなります。

2 PDCA サイクル

計画を見直す際の手法は、PDCA サイクルの考え方を使います。

(1) 計画 (Plan)

「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定めます。

(2) 実行 (Do)

計画の内容を踏まえ、事業を実施します。

(3) 評価 (Check)

成果目標及び活動指標について、その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害者福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。

(4) 改善 (Act)

中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害者福祉計画の見直し等を実施します。

3 鎌倉市障害者支援協議会

「鎌倉市障害者支援協議会」は平成 19 年度（2007 年度）に立ち上げられ、目的や趣旨をわかりやすくするために、平成 28 年度（2016 年度）に「鎌倉市自立支援協議会」から「鎌倉市障害者支援協議会」に名称を変更しました。

「鎌倉市障害者支援協議会」は、地域の福祉、雇用、教育、医療などの分野、障害当事者などの委員で構成され、地域の課題等について協議等を行い、障害福祉の増進を図るためさまざまな取組を行っています。協議会は、就労支援部会などテーマごとの協議の場となる複数の専門部会と、それを束ねる全体会から構成されています。協議会で協議をした内容で、市の施策へ反映するべき内容については、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会へ提言をするという役割を担っています。

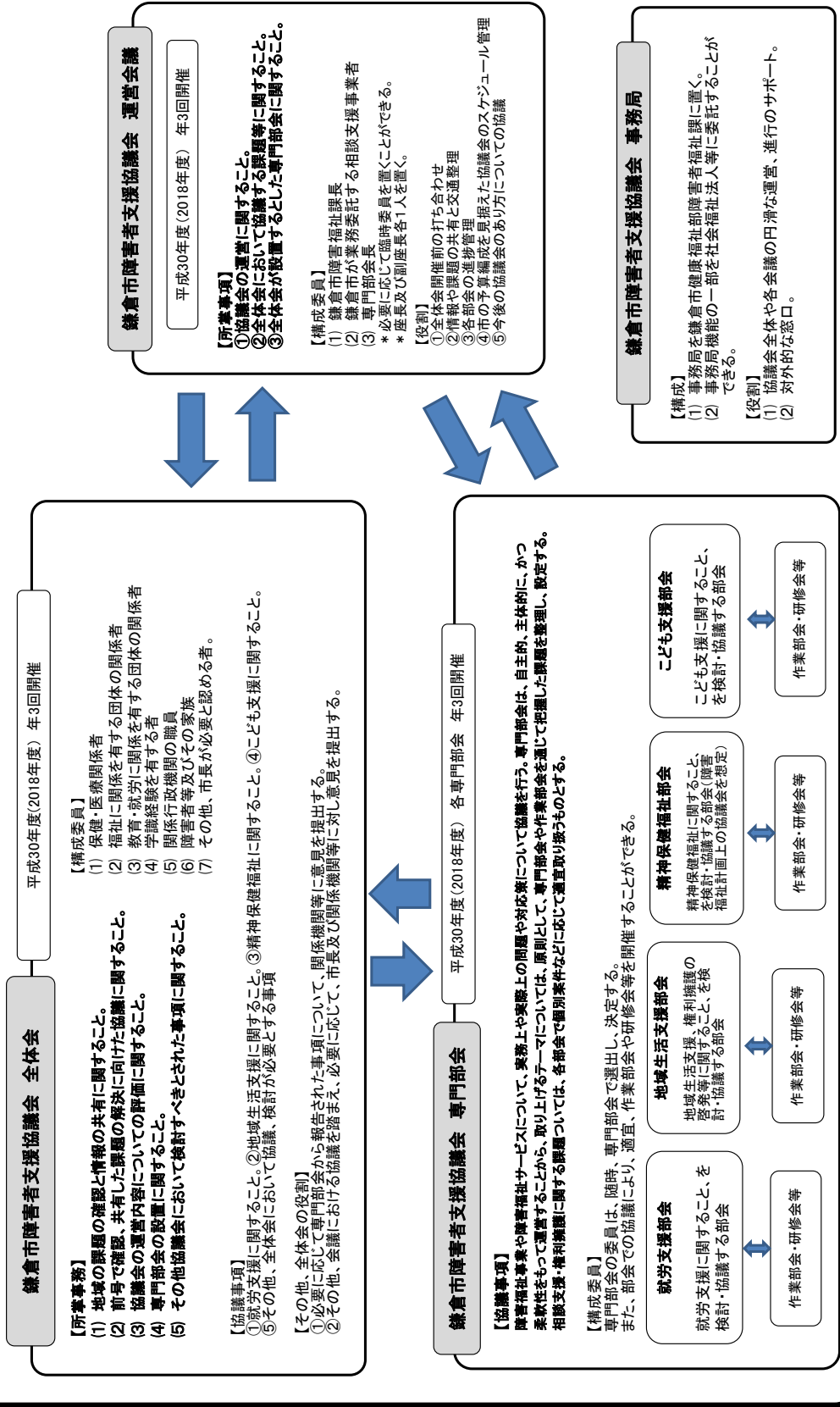
平成30年度(2018年度) 鎌倉市障害者支援協議会 組織図

～ 鎌倉市障害者基本計画の将来目標 ～

障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち

鎌倉市障害者支援協議会

「障害者の地域での生活を支援するため、課題等を把握し、施策への反映や支援体制の整備等、課題解決に資する必要な事項を協議する」



平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。



鎌倉市制 80周年

平成 30 年度（2018 年度）
鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書

第 3 期鎌倉市障害者基本計画
（平成 30 年度（2018 年度）～平成 35 年度（2023 年度））
第 5 期鎌倉市障害福祉サービス計画
（平成 30 年度（2018 年度）～平成 32 年度（2020 年度））

令和元年（2019 年）9 月

発行：鎌倉市
編集：健康福祉部 障害福祉課
〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号
電話：0467（23）3000